HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦後改革と大学紛争
Citation	北大百年史, 通説, 1142-1209
Issue Date	1982-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30053
Type	departmental bulletin paper
File Information	tsusetu_p1142-1209.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

戦後改革と大学紛争

1 大学制度改革案

（一九四七年九月二〇日発行、北海道帝国大学大学制度審議会）

序文

昭和二十四年度より発足する新制大学が、如何なる性格のものたる可きか、その教育内容の変革に伴い大学の形態を如何なるものたらしむ可きか、又大学に於ける研究体制を如何にして合理化せしむ可きか、更に又現在の著しく変化した社会に大学をして如何に順応せしむ可きか、等々の問題は、吾々大学人にとっての重大なる研究課題であり、その解決は非常に困難であるとするも、勇気を以てそれに当ることが吾人の責任であると信ずる。

本大学では以上の意図のもとに、本年三月北海道帝国大学大学制度審議会なるものを設け、別表の如き全学的の委員構成のもとに、活発な活動を開始した。先づこの運動の第一歩として、本会主催にて次の如き講演会を逐次開催した。蓋し各先進国の大学制度並びに研究体制の豊富なる智識なくして、未来の大学の構想を練るが如きは無謀と云はねばならないからである。

	開催日	演題	講演者名
一	三月十五日	研究新体制	農学部 川口栄作教授
			理学部 堀内寿郎教授
二	三月廿二日	アメリカの大学機構とその教育制度	理学部 太秦康光教授
三	三月廿九日	ドイツの大学制度	理学部 守屋美賀雄教授
四	四月十二日	ハーバード大学の教育	Dr. Kahn氏
五	四月十九日	ドイツの医学制度	医学部 緒方規久昭講師
六	四月廿四日	フランスの大学制度	農学部 土屋四郎助教授
		フランスの農業教育	明峰正夫名誉教授
七	五月 十日	イギリスの大学制度	理学部 鈴木醇教授
八	五月十七日	ドイツの動物学教室	理学部 内田享教授

シカゴ大学の思出　農学部　渡辺勇講師
九　五月廿八日　アメリカの工業教育　工学部　大塚博教授
教員養成機関について　理学部　市川純彦助教授
十　五月卅一日　ソ聯の研究体制　理学部　松浦一教授

かくて六月以降各委員の非常なる熱意のもとに具体的の案作製に着手し、活発な公開審議が数次に亘り開催せられ、約一ヶ月後に於て本案が得られた。この会に於て取り扱はれた問題は次の如きものである。

一　大学と教育行政
二　大学の性格と使命
三　大学の骨格的体制
四　制度に関する重要問題
　a　北大の名称　b　教員及研究要員に関する制度
　c　講座及研究室制　d　教授其他の資格任免停年制
　e　学科目及その配分　f　授業　g　転入学
　h　学位称号　i　エキステンション　j　大学の行政

本案に於て大学院の構成に関する細部的問題及び教員資格審査会の最後的決定は未解決である。併しこれ等についてはいづれ慎重審議の上決定せられるであろう。

現実の問題として、現に存在する大学が如何にして新制大学に移行するかは目下の重要課題である。この移行の方向を示す点に於て本審議会の意義は大なるものと考える。又かくて得られた本案は、たゞに本学のみならず、ひろく他の綜合大学にも参考となるべきものであろうかと考え、こゝに印刷して大方の厳正な批判に訴えたいと思う。

昭和二十二年八月　　会長　伊藤誠哉

大学制度改革案

1　大学と教育行政

大学がそれぞれ特色ある自治公共体として発達するためには、従来の如き中央機関（文部省）の劃一的行政でなく、地区的の自主的行政機構の確立が望ましい。かような地区的行政乃至大学区の設定は既に諸外国に於て実施されている。之等の国々では大学の行政に対する国としての機関は存在しても、行政的には無力である。（例、アメリカの教育事務局、イギリスの教育院）

かような大学行政の地方分権によって、更に、大学がその存在する地方から遊離している現在の傾向が是正され、地方文化の向上、地方民生の発展に寄与することができるであろう。

勿論大学行政の地方分権が確立されても、無制限に行政の自由を許すことはできない。国全体としての大学行政は統制され

ねばならぬ。この統制は官僚でなく大学人自らなさねばならぬ。即ち大学連盟の如き存在を必要とする。

2　大学の性格と使命

大学は「学術の理論及応用を教授し並其蘊奥を攻究する」場所と考えられている。即ち学術の応用の教授として大学は職業的知識を授ける専門学校と見做され、又学術の理論を通しての人間教養の場所と見做され、更に研究する場所として研究機関であり学者の養成所と見做されている。勿論学習することと研究することは学的生活に於て不可分の関係にあるものであるが、それは理念上の学的ユートピアに於てのみ考えられることであって、修業年限の制限下にある大学の実際の教育面では、これ等の多重人格的性格が多くの弊害をもたらした。

新制大学に於ては、有能な社会人をつくる目的とする専門教育機関と、研究並びに研究者養成を目的とする研究機関との二つを設けることによりその実際的効果を収めることができるであろう。即ち前者に対して学部が、後者に対しては大学院がそれに当たる。

3　大学の骨格的体制

一　綜合大学は数ヶの学部よりなる大学と、数ヶの研究科よりなる大学院とを以て構成される。

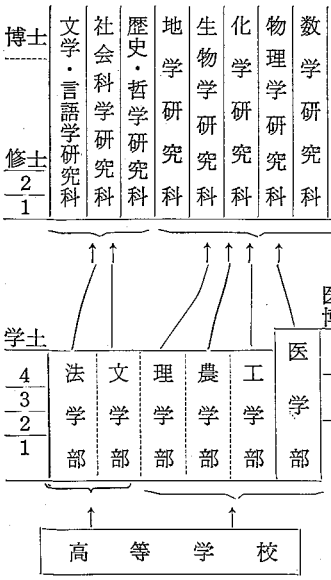
一　学部は専門教育機関とし、社会人として必要な専門知識を授けることを目的とする。従ってその構成は学課を基礎とする。

一　大学院は学的研究の場所とし、研究と研究者養成とを目的とする。従ってその構成は研究者としての人物を本位とする。

一　大学の修業年限は四年（医学部は別）。

一　大学院学生の修業年限は二年、卒業後志望者は研究生として大学院に残ることが出来る。研究生の修業年限には制限がない。

右の構想に基いて理学部委員会に於ては、学部及び大学院の構造を左の図の如く決定した。



右の大学院の構成については、他の学部より夫々異論があり、結局研究室本位とし、その組分けについては、現在審議中である。

4 制度に関する重要問題

a 北大の名称

北海道大学とする。

b 教員及研究要員に関する制度

一 学部に教授、助教授、講師、助手を置く。なお講座に所属しない教授、助教授を置き得る。

一 大学院に研究員、準研究員、技術員、技術手を置く。前三者は大学院学生、研究生の指導に当る。

c 講座及研究室制

1 学 部

一 学部は定められた数の講座を以て構成される。一講座は一乃至数ヶの学課を含む。

一 一講座に一教授、一助教授、三助手の平均定員を置く。助教授、助手の配分については評議会の議を経て決定する。

一 講座担当者は原則として教授之に当る。適当な教授のない場合は助教授又は他講座担当の教授を以て之に当らしめる。

一 講座の内容は評議会の議を経て変更し得る。

一 学課目の授業時間数により同一性質の講座を二つ以上同じ学部に設けることが出来る。

一 講座担当者はそれに属する学課の中、少なくとも一つを担当せねばならぬ。但し講座担当者はその学課に属する授業を助教授又は講師に委嘱することが出来る。

一 教授、助教授、講師は自己の担当する実験、実習、演習、製図等について助手を補助員として委嘱することが出来る。

2 大 学 院

一 大学院の各研究科は定められた数の研究室を以て構成される。

一 一研究室には一研究員、一準研究員、三補助研究員の平均定員及び数名の技術員と技術手を置く。尚他に無給の準研究員を置き得る。

一 研究室の管理は研究員の責任に於て行ふ。従って原則として研究員は他のものを以て代行し得ない。

一 研究室は同一の性質のものと雖も併置し得る。

d 教授其他の資格任免停年制

一 教授、助教授は博士の学位を有たねばならぬ。

一 学部に於て教授、助教授を採用する場合には学部教授会に於て広く全国大学の教授、助教授其他の中から候補者を選考して教員資格審査会の審査に委ねる。この場合に学部教授会は必ず三名以上の候補者を挙げ、その研究業績等を詳細に記

載した選考報告書を提出する。教員資格審査会はこの報告書に基き、又必要な場合には大学内外の専門家の意見を聴取した上で候補者の資格を審査し、候補者中一名を教授、助教授の予定者と決定する。教員資格審査会は学部教授会の選考にかゝる教授、助教授の全部を不適格と決議することが出来る。

一　大学院に於て研究員及び準研究員を採用する場合には各研究科に於て候補者を選定し教員資格審査会の審査に委ねる。この審査に合格したものが研究員及び準研究員となる。

一　補助研究員は研究員の推薦により教員資格審査会の審査に合格した者をもって当てる。

一　停年退職は六十才を原則とする。但し教員資格審査会の審査の結果特別なものに限り其の後も教員として残ることが出来る。

一　教員の退職及免職に関しては別に之を定むる。

e　学課目及その配分

一　学部に於ける学課を便宜上教養学科と専門学科とに分つ。

一　学部一年目はすべて教養学課のみとし従って幾分文科系統と理科系統とによって重点の置き方は相違するが、全学部を通じ学課は共通である。

一　教養学課はその学の鳥瞰的全体性を理解させ、学生に将来の志望専門を決定せしめる役割をする。

一　学年の進行に伴い教養学科はその数を減じ専門学課が多くなる様学課を配分する。

一　専門学課の中他学科の学生の為必要な基礎的概論的な学課を設くる。

参考のため理学部生物学専攻の学課編成の構想を左に掲げる。

f　授業

1　学部

一　一学年を夏学期と冬学期の二学期に分つ。（或は秋学期と春学期）

一　学課の選択は学生の任意とし、学修は単位制とする。

一　授業は講義を主体とし実験、実習、演習を附随せしめる。

一　一週一時間一学期の講義を以て一単位とす。実験、実習、演習等は原則として一週一回一学期を以て一単位とする。

一　卒業資格は各課程によって規定された単位数（最小一二〇単位）を修了して得られる。

2　大学院

一　大学院学生に対する授業は実験、演習を主体とし、なるべくゼミナール、コロキウム式の制度を活用する。

一　実験・講義・コロキウム、ゼミナール等に対する単位評価

	一年		二年		三年		四年	
	教養学課及時数	専門学課及時数	教養学課及時数	専門学課及時数	教養学課及時数	専門学課及時数	教養学課及時数	専門学課及時数
文学2			数学2					
物理学3			外国語6	一般植物学2 一般動物学2	哲学2 自然科学史1	植物分類学2 同実習2		植物生理学2 同実習2
化学3			論理学2	昆虫学1		植物組織学1		細菌学1
生物学2			史学2	遺伝及進化学1		同実習1		動物生理学2
地学2			自然科学概論1			植物細胞学1		同実習2
図学2			社会学2			同実習1		動物形態発生2
数学4			心理学2			無脊椎動物学2		同実習1
外国語8						有脊椎動物学1		動物生態学1
						比較解剖学実習2		遺伝進化学実習1
						動物組織細胞学2		臨海△実習(4～5)
						同実習1		教育
						臨海△実習		
	25		17	6	3	19		14

注意　三年―四年では他に他学科の講義をも聞き得る様専門学課の時数を配慮した。

並びに卒業資格に必要なる単位数に関しては各研究科の定めるところに従う。

一　授業の種類並びに方法は固定的のものでなく毎学期始めにそれを各研究科に於て決定し公示する。

g　転入学

一　高等学校卒業者及びこれと同等の資格ある者は選考の上大学に入学を許可される。

一　入学志望者は文科と理科との二種類に分つ。

一　大学には普通の学課の外に学生に学課選択上必要な知識を与うるため数週間程度の指針課程(Orientation course)を設ける。

一　受講者の数を制限する必要がある場合には当該学課目の担当者が適当な方法により選考の上受講者を決定する。

一　学部に余裕ある場合には他学部

及び他大学よりの転学を選考の上許可する。

一　大学院入学資格は大学卒業程度とし選考の上入学を許可する。

一　修士であって本人が志望する場合には詮衡の上研究生となることが出来る。

h　学位称号

一　学部を卒業したものを学士と称する。

一　大学院二ヶ年の課程を経、論文審査、口頭試問に合格したものに修士の学位を授ける。

一　右の論文審査は指導研究員之を行い、口頭試問は関係研究科の研究員列席のもとに公開で行う。

一　大学院研究生及びその他のいかなるものも大学研究科に論文を提出して博士の学位を請求することが出来る。

一　大学には学位（博士）審査会を置き提出論文の審査に当るべき特別委員二名以上をその度毎に任命或は委嘱する。

一　この特別審査委員は少くともその半数を「学外のものから選ばねばならぬ」（甲案）。或は「その半数を必要あるときは学外から選ぶことを得」（乙案）。

一　学位請求論文は未発表のものたるべく審査を通過した後半年以内に印刷公表しなければならぬ。右の論文には必ず博士論文と明記し審査員の責任を明らかにするためその全部の名前を列記するを要する。

一　学位は論文審査合格の上更に学位審査委員と特別委員との列席の下に行はれる公開の口頭試問に合格した後与えられる。

一　学位及称号の種類はすべて文と理との二種類とする。（医学博士は別）（甲案）。或は現制とする（乙案）。

i　エキステンション

一　大学のエキステンションの目標

1　研究と実際との聞聯の合理化

2　成人教育、教員及技術員の再教育

3　一般大衆の文化向上

一　右の活動に必要なる機関を事務局内に設ける。

j　大学の行政

大学の基本的行政機構を次の三機関に置く。

一　総長並びにそれに直属する事務機関（略称本部）

一　評議会

一　教員資格審査会

1　総長

一　総長は評議会の定める規定により推薦された候補者数名中から学内一般の選挙により選出される。

一　総長の任期は四ヶ年とする。但し重任してもよい。

一　総長は評議会を解散させることが出来る。
一　総長は同一任期中に評議会より再度の不信任を受けた場合には辞職しなければならぬ。

2　本　部

一　総長の下に一人の副総長を置き総長を補佐せしめる。総長は学外者であり得るも副総長は学内の教授、研究員中から総長之を任命する。
一　副総長の任期は二ヶ年とする。
一　本部に事務局と並んで学生局を置く。学生局は学生に関する次の事項及事務を取扱う。
　a　厚生　b　奨学　c　保健　d　風紀粛正
　e　卒業生の就職　f　課外教養課程

3　評　議　会

一　評議会は左の事項を審議決定する。
　a　大学の予算決算
　b　研究室及講座の改廃新設その他の諸施設の改廃新設
　c　その他大学の使命達成に必要と認められた事項
一　評議会は左の者から構成される。
　a　総長及副総長　b　教授及助教授研究員中から選出されたもの　c　以上の学内評議員の推薦による学外の適任者及卒業生
一　評議員の任期は四ヶ年とする。但し重任してもよい。
一　評議会は総長の不信任を決議することが出来る。
一　評議会は原則として公開する。
一　学内の誰でも評議会の規定した手続により評議会に建議することが出来る。

4　教員資格審査制度

北大大学制度審議会は、現状に鑑みて、大学教員の研究者及び教育者としての資格を審査する恒久的機関を存置するの必要を認める。而して資格審査の目的を達するために、左の三方法が挙げられる。（概要を記す）

一　甲案　大学を通じて、唯一つの教員資格審査会（略称教審会）を設置する。此の構成員は研究員、教授、助教授の中から選出された者とする。任期四年重任可能。
　教審会は研究員、準研究員、研究補助員、教授、助教授に対して、定期及び臨時審査を行う。審査の対象となる事項は、各教員の研究、教育、私行に関する問題である。
一　乙案　大学を通じて唯一つの教員適格審査会（略称教審会）を設置する。その構成員は総長、副総長、研究員（準研究員を含む）教授、助教授の中より選出された者とする。

任期二年（重任可能）。審査の対象となる事項は不明である。

一　丙案　各学部及び大学院に於て、夫々教員資格審査会（略称教審会）を設ける。

学部に於ける教審会の構成員は、教授、助教授、専任講師、助手、副手中より選出されたものとする。

大学院に於ける教審会の構成員は、大学院に於て研究教育に従事する者の中から選出された者とする。

任期は何れも一年。重任可能。審査の対象となる事項は、大学教員の研究及教育上の事績である。

（註）・甲案中の定期審査とは各人に対し、五年毎に行はれるもので、臨時審査は新規採用者のある場合、又は個人につき特に提訴のあった場合に行はれる。

・乙案で審査される者は、各学部の推薦する教授候補者、大学院の推薦する研究員候補者の外、各学部から審査を申請された教授、助教授、大学院から審査を申請された研究員。

・丙案では毎年一回定期審査を開く外、審査会が必要と認めた場合、又は有資格者が規定の手続を経て審査を申請した場合に限り審査会を開く。併し何人かゞ議案を提出しなければ審査は行はれない。

2　北海道大学設置要項

（一九四八年七月、北海道大学設置認可申請書）

北海道大学設置要項

一　目的及び使命

本学は農学、医学、工学、理学、文学、法学、経済学、水産学及び教育学の総合大学として、それらの学術の中心をなし広く人間性の開発を目指す。知識を授くると共に、深く学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、且つ最高の教育機関として国家社会の文化の向上を図り以て人類永遠の平和と福利に貢献することをその使命とする。

二　名　称

本学は北海道大学と称す

三　位　置

札幌市北八条西五丁目

四　校　地

総坪数　二三九、四三七、四五〇坪

内訳　札幌　二〇七、一六八、八四五坪

函館　三二、二六八、六〇五坪

五　校舎等建物

総坪数
イ　建坪　三一、五九六坪九一二
内訳　札幌　三一、五九六坪九一二
函館
延坪　五三、四二四坪八二五
内訳　札幌　四八、一一三坪六三九
函館　五、三一一坪一八六
ロ　船舶　一五隻（函館）

六　図書標本器具等施設概要
図書　四六二、六三一冊
内訳　札幌　四三六、一〇八冊
函館　二六、五二三冊
標本　一一、六九七点
内訳　札幌　七、二二七点
函館　四、四七〇点
機械　四〇、一七八点
内訳　札幌　四〇、一五八点
函館　二〇点
器具　一二二、六二九点
内訳　札幌　一〇七、三九九点
函館　一五、二三〇点
電気　瓦斯、水道式

七　学部別学科の組織並附属施設
(一)　農学部
本学部に左の十学科を置き各学科に専門学科の外教職課程及び大学院を設ける。
イ　学科
農学科
農業経済学科
農業生物学科
農芸化学科
林学科
林産科
畜産学科第一部
畜産学科第二部
水産学科
農芸物理学科
ロ　附属施設
農場
演習林
植物園
博物館

家畜病院
忍路臨海実験所
(二)医学部
イ学科
医学科
ロ附属施設
附属病院
登別分院
厚生女学部
助産婦養成所
(三)工学部
イ学科
土木工学科
鉱山工学科
機械工学科
応用化学科
生産冶金工学科
電気工学科
建築学科
ロ附属施設
(四)理学部
イ学科
数学科
物理学科
化学科
地質鉱物学科
生物学科
ロ附属施設
臨海実験所(厚岸町)
海藻研究所(室蘭市)
(五)文学部
イ学科
哲学科
史学科
文学科
ロ附属施設
(六)法学部
イ学科
法律学科
政治学科
ロ附属施設
(七)経済学部

イ 学科
経済学科
ロ 附属施設
(六) 水産学部
イ 学科
水産増殖学科
漁業学科
水産製造学科
水産経済学科
ロ 附属施設
洞爺湖臨湖実験所
養魚実習場
水産科学研究所
(九) 教育学部
イ 学科
教育学科
体育学科
ロ 附属施設
(三) 研究所
低温科学研究所
触媒研究所
応用電気研究所
金属化学研究室
北方文化研究室

八 学部及び学科目又は講座概要

(一) 農学部

イ 講座

学科名	講座数	備考
農学科	五	
農業経済学科	五	
農業生物学科	六	
農芸化学科	六	
林学科	四	
林産学科	二	
畜産学科第一部	四	
畜産学科第二部	五	
水産学科	五	
農芸物理学科	三	

ロ 講座外科目
ハ 体育
(二) 医学部
イ 講座

学科名	講座数	備考
医学科	二五	

ロ　講座外科目

ハ　体育

(三)　工学部

イ　講座

学科名	講座数	備考
土木工学科	七	
鉱山工学科	五	
機械工学科	五	
応用化学科	四	
生産冶金工学科	四	
電気工学科	七	
建築学科	六(二)	
共通講座	二	(　)は学年進行に伴い設置

ロ　講座外科目

ハ　体育

(四)　理学部

イ　講座

学科名	講座数	備考
数学科	四	
物理学科	五	
化学科	五	
地質鉱物学科	五	
生物学科	五	従来の動物学科及び植物学科を統合して生物学科とする。

ロ　講座外科目

ハ　体育

(五)　文学部

イ　講座

学科名	講座数	備考
哲学科	一〇(二)　△四	(　)は、学年進行に伴い設置、△四は新設教職講座
史学科	五(一)	
文学科	五(二)	

ロ　講座外科目

ハ　体育

(六)　法学部

イ　講座

学科名	講座数	備考
法律学科	一二(一)	(　)は学年進行に伴い設置
政治学科	一	

ロ　講座外科目
ハ　体　育
(七)　経済学部
イ　講　座

学科名	講座数	備考
経済学科	五(一) 新設　△三	(　)は学年進行に伴い設置 △三は新設講座

ロ　講座外科目
ハ　体　育
(八)　水産学部
イ　講　座

学科名	講座数	備考
水産増殖学科	八	
漁業学科	一〇	
水産製造学科	八	
水産経済学科	四	

ロ　講座外科目
ハ　体　育
(九)　教育学部
イ　講　座

学科名	講座数	備考
教育学科	四(六)	(　)は学年進行に伴い設置
体育学科	二(二)	

ロ　講座外科目
ハ　体　育

九　履修方法及び学位授与概要

イ　履修方法

(一)　農、工、理、水産、教育学部

農、工、理、水産、教育学部とも単位制であって夫々各学科の課程修了には四年間に最低一般教養科目三六単位以上専門科目八四単位以上計一二〇単位以上と第一、第二学年に体育四単位を履修することを要する。

教職者となる者は四年間に右単位の外更に教職課程(授業一六単位教育実習四単位以上)を履修することを要する。

尚履修単位は四年間に総単位一八〇単位を超えないものとする。

以上を履修し学士試験に合格した者は

1　農学部にあっては履修科目によって、農学士・林学士とする。

2　工学部にあっては、　工学士
3　理学部にあっては、　理学士
4　水産学部にあっては、　水産学士
5　教育学部にあっては、　教育学士とする。

教職課程は教育学部と同様なり。

教職者となる者は四年間に右単位の外更に教職課程（授業一六単位教育実習四〇単位以上）を履修することを要する。

(二)　医学部（医学科）

学科目の履修は前記五学部と同様単位制であるが一般教養科目は二年間に三六単位以上と体育四単位履修した上更に四年間に専門科目八四単位以上合計一二四単位以上を履修することを要する。

履修単位は六年間に総計一八〇単位を超えないものとする。

以上の単位を履修し学士試験に合格した者を、医学士と称する。

(三)　文学部・法学部・経済学部

文学部、法学部、経済学部とも単位制であるが、一般教養科目四〇単位以上と第一、第二学年に於て四単位以上、計四四単位と専門科目七六乃至八〇単位（学科により異なる）合計一四〇乃至一四四単位以上を履修することを要する。

右の単位を履修し学士試験に合格した者は、

1　文学部にあっては、　文学士
2　法学部にあっては、　法学士
3　経済学部にあっては、　経済学士とする。

ロ　学位授与

(一)　修士

学士試験に合格した者が大学院に於て、二年以上の課程を修了した者はその履修科目により左の修士号が与へられる。

1　農学部　農学修士・林学修士・獣医学修士
2　医学部　医学修士
3　工学部　工学修士
4　理学部　理学修士
5　文学部

文学修士
6 法学部 法学修士
7 経済学部 経済学修士
8 水産学部 水産学修士
9 教育学部 教育学修士（仮称）

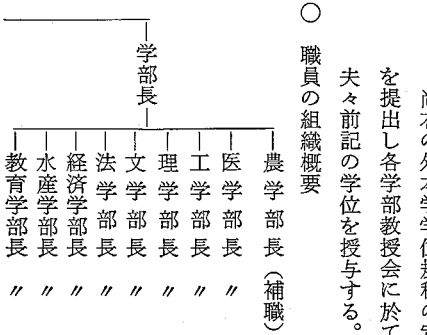
㈡ 博士

大学院に於て四年以上の課程を修了し学位論文の通過した者には論文の科目に依り夫々左の学位が与へられる。

1 農学部 農学博士・林学博士・獣医学博士
2 医学部 医学博士
3 工学部 工学博士
4 理学部 理学博士
5 文学部 文学博士
6 法学部 法学博士
7 経済学部 経済学博士
8 水産学部 水産学博士
9 教育学部 教育学博士（仮称）

尚右の外本学学位規程の定むるところにより、論文を提出し各学部教授会に於て審査合格したる者に対し夫々前記の学位を授与する。

一〇 職員の組織概要



職員の内訳は要項第九に詳記す

教養課程に関する主事（一）（専任）
研究所長
低温科学研究所長（補職）
触媒研究所長　〃
応用電気研究所長　〃
事務局
事務局長（一）専任
庶務課長（二）
会計課長（二）
営繕課長（二）
教務局
教務局長（一）専任
教務学生課長（二）
厚生課長（二）
附属施設
農場長（補職）
演習林長　〃
植物園長　〃
医学部附属医院長　〃
図書館長　〃
臨海実験所長　〃　（厚岸町）
医学部附属医院
登別分院長（二）専任
家畜病院主任（補職）
博物館主任　〃
海藻研究所主任　〃　（室蘭市）
忍路臨海実験所主任　〃
北方文化研究室主任　〃
金属科学研究室主任　〃
洞爺湖臨湖実験所長　〃
養魚実習場主任　〃
水産科学研究所長　〃

一一　学部及び学科別学生定員

イ　農学部　　各学年学生定員　二〇〇名

内訳

農学科	三〇名
農業経済学科	三〇〃
農業生物学科	一〇〃
農芸化学科	三五〃
林学科	一五〃
林産学科	一五〃
畜産学科第一部	一五〃
畜産学科第二部	一〇〃
水産学科	二一〃
農芸物理学科	一九〃

ロ　医学部　　各学年学生定員　八〇名

内訳

医学科	八〇名

ハ　工学部　　各学年学生定員　一九〇名

内訳

土木工学科　三〇名
鉱山工学科　三〇〃
機械工学科　三〇〃
応用化学科　一五〃
生活治金工学科　二五〃
電気工学科　三〇〃
建築学科　三〇〃

ニ　理学部
各学年学生定員　一三〇名
内訳
数学科　二五名
物理学科　三〇〃
化学科　三〇〃
地質鉱物学科　二五〃
生物学科　二〇〃

ホ　文学部
各学年学生定員　七〇名
内訳
哲学科　二五名
史学科　一五〃
文学科　三〇〃

ヘ　法学部
各学年学生定員　七〇名
内訳
法律学科　五〇名
政治学科　二〇〃

ト　経済学部
各学年学生定員　六〇名
内訳
経済学科　六〇名

チ　水産学部
各学年学生定員　二〇〇名
内訳
水産増殖学科　四〇名
漁業学科　七〇〃
水産製造学科　七〇〃
水産経済学科　二〇〃

リ　教育学部
各学年学生定員　八〇名
内訳
教育学科　四〇名
体育学科　四〇〃

一二　設置者　文部省所管
一三　維持経営の方法概要
　所要経費は国費をもって支弁し、学生に学芸の応用的能力を展開せしめるため既設の教授研究施設を十全的に活用して本学の目的使命の達成につとめる。
一四　大学開設の時期
　昭和二十四年四月一日

3　新制大学のあり方（一九五一年三月二八日評議会決定）

新制大学のあり方
　昭和二十五年十二月二十六日新制大学特別委員会決定
　昭和二十六年三月十三日新制大学特別委員会一部改正
　昭和二十六年三月二十八日評議会一部修正
一般教養部
教官は各学部の教官の内から之に充てる
　了解事項――1、研究所教官も含む
　　2、教官の所属は協議の上決める
学生は入学後二年間一般教養部に在籍する
運営は一般教養課程担当及び専門教養課程担当の教官を以って組織する教官会議で之を行ふ
教官会議の構成
一般教養課程担当の教官（助手を除く）全部及び一般教養部に在籍する学生に対し授業する各学部の専門教養課程担当教官の代表各三名以下を以って構成する
　了解事項――此の専門教養課程担当教官の無い学部にあっては其の学部の専門教養課程担当教官の代表三名以下を構成人員とする
教官会議の協議事項
一般教養部のカリキュラムの編成
学生訓育に関する事項
教務に関する事項
各学部との連絡に関する事項
　註、入学試験に関しては別に之を定める
一般教養部長は学内辞令を以って之に充てる
一般教養部長は全学の教授の内各学部より一名の候補者を推薦しその内から評議会が詮衡の上決定する
一般教養部長は各学部長と同格とする
昭和二十六年四月一日より実施する
　附
了解事項〃教官の所属は協議の上決める〃については新制大学特別委員会に於て協議決定された事項は左の通り

記

1、体育＝教育学部
2、社会学＝文学部
3、法学・経済学＝法経学部
4、統計学＝法経学部・教育学部・理学部及び文学部の各学部長協議する事。

4　本学一般教育の実施要領（一九五二年六月発行）

本学一般教育の実施要領

――一般教養部の機構と運営――

序　言

戦後、わが国文教の刷新の気運にともなって、大学もまた従前の在り方にたいする批判をうけいれ、新しい社会の要望を盛ることとなった。すなわち、新制大学の発足がそれである。

新しい課題と抱負をいれる新しい革袋が、生まれ出るにあたつて幾多の波瀾や忍耐を必要としたことは、むしろ自然なことである。本学がそこに体験した辛苦の中核は、いうまでもなく一般教育に必要な諸機構の樹立であり、又、それの実施であった。それは大学革新の上での重要な新局面であり、のみならず、即急な必要に直面したものであった。変革の規模は大きく、その完成は数年月を期するものであった。本学の長い歴史を顧ても、この如くに全学が会合と討議を重ね、この如くに多数の人々が長日月に亘って苦吟した事件は見当らないであろう。

本学の努力を一貫した目標は、その一般教育の実態から嘗ての大学予科の性格を払拭して、教課の内容、その編成、教官の任用、学生の修学などをして、よく新制大学の理念に添わしめることにあった。それは遂に旧予科の完全な解体を帰結することゝもなった為め、自から求めたことゝはいえ、発足の当初から既に多くの苦節を味うことにもなった。それらに発する困苦、すなわち、教官の充足、施設の新規充実などの問題や、それに伴う波瀾動揺についてはこゝに云うまでもなく、正に当事者の肝肺を砕くものであった。

けれども、今にして顧れば、吾々の方針と実践にこの積極的な性格があったればこそ、本学はその重大な転機に際しても安易な折衷によって新局面を糊塗するの凡庸を免れたとも言うるし、却ってよく新しい気風を以て希望を開拓しえたとも信じたいのである。

本学の幸運と積極的精神とが恵んだその一般教育諸機構の合理性は、今日、文部当局、大学基準協会、および各方面の教育関係者が新制大学の良き範型として、その将来を嘱望している

ものである。一例すれば、昭和二十六年春、大学基準協会事務局長、佐々木重雄博士（東京工業大学教授）に伴われてウォーナー博士（米、ルイス・デール大学社会学教授）が来学した折、北海道地区の一般教育懇談会が二日間に亘って催されたが、その討議の席上においてもウォーナー教授は本学の一般教育機構について、理想的かつ将来性あるものとして高く評価し賛同するところがあった。

新制大学は生まれ出でて既に四年、明年には第一回の学士卒業生を社会に送りだすことゝなった。それについては、新たに社会の批判も生ずることであり、吾々のなすべき反省と努力とは今後にもなお続かねばならないのである。けれども新しく大学の重要課題となった一般教育については、ひとまずその方針と希望の根幹を築き了えたといってもよいであろう。今後はさらに未解決の局部的問題を軌道にのせながら、物質的な充実と運営の万全とを期したいものと思う。そこに首尾を全うするための要諦は、一に新しい大学の使命を体してそれに即応することであり、大学の理念を純粋にしてその現実を有効適切に導き出すことである。真理の下に協和する精神と教育に対する熱意とが、それの力となるであろう。

たゞ、本学が一般教育のために設立した新しい部門、一般教養部は独立の学部形態を持つものではなく、全学の共有部門として全学的な責任の参加によって運営されるものである。妙味も期待もそこに生ずるというべきであるが、一般教養部がその構成と運営において「全学の一般教養部」として規準されている以上、それは学内の全教育精神の関心と協力とを俟って真にその存在と機能の十全を期しうるのである。即ち、その運営の成否は全大学の教育者の共同課題というべく、その重大関心事であって欲しいのである。まことに、一般教育の成功こそ今後の大学卒業生に新しい期待を加えうるものであろう。

けれども、何といっても日なお浅いことであり、それがためには先ず一般教育に関する理解が全学により広く普及し、より深く徹底されることが必要である。よってこゝに、本学における一般教育の諸方針と諸事情とを解説的に編集して、学内各位の一層の理解と協力に資することにした。

大学の重責が痛感される折柄、各位がいよいよ教育者としての真髄を発揮せられて、一般教育の向上発展のために全幅の助力を寄せられるよう、衷心よりねがうものである。

昭和二十七年六月

北海道大学長　島　善鄰

一　一般教養部の構成と運営

一　一般教養部の任務は本学の配する一般教養課程の各授業を綜括し、本学の一般教育を管理するにある。

二　一般教養課程の授業には、本学の定めるところによつて、それに適する学部学科の教官がこれに当る。

但し、研究所教官をも含めうる。

三　一般教養部の運営は一般教養部教官会議を以て之を行う。

四　一般教養部教官会議の構成は

(一)　一般教養部長

(二)　各学部学科が配するその一般教育担当教官

(三)　一般教養部在籍の学生に対して授業する各学部専門教育担当教官の代表、各学部につき三名以下（第三章第二の事情を参照）

四　三に該当する教官のいない学部については、その教授会が推薦する代表三名以下

一般教養部長はこの会議を主宰し、代表する。

五　一般教養部教官会議の協議事項

(一)　一般教養課程のカリキュラムの綜合編成

(二)　学生訓育に関する事項

(三)　教務に関する事項

(四)　各学部との連絡に関する事項

註1　学生の訓育に関しては、教官若干名の選出を以て、学生委員会が常置されている。

註2　恒例的な議事、教官会議の議案の準備のためには、各学科の特定数の代表者からなる学科委員会が構成されている。

六　一般教養部長は全学教授の内、各学部において推薦する候補者から評議会が詮衡のうえ決定する。

但し、学内辞令を以て之に充て、且、各部長と同格に待遇される。所属学部はそのまゝである。

七　一般教養部長は一般教養部教官会議の議長として一般教養部を代表するの他、一般教養部の事務および諸施設を管理する。

八　一般教養部の事務機構としては、庶務、教務、会計が設置されて、一般教養部の運営に必要な業務にあたる。

九　一般教養部所管の事務にたいする職員の配当定数は左の通りである。

事務官	名（現在　三名）
雇傭人	名（現在　一八名）

但し、右の雇傭人現在数のうち、　名は一般教養課程の実施のために教官が増員された学部学科に配属されている。

註　一般教養部の事務は、在籍学生の入学および進退学手続き、履習学科目申請、学業成績の記録、奨学資金申請手続き、授業の綜合編成、教官および各学部との連絡、授業諸施設の管理、学生の課外活動の援助、各種証明書の発行な

どであるが、学生数が多いため現在職員は忙殺されがちである。ゆえに、特に業務の山積する期間には求めによって他の部局から応援を得ることが約定されている。尚、学生現在数は一、九〇二名（昭和二十七年五月）である。

一〇　本学の定める一般教養課目は、人文、社会、自然科学の三学科系列のほか、数学（及び図学）、外国語、体育、音楽、

第一表　本学の一般教養課目

教科課程　　昭和二十七年四月一日改正

系列	科目	単位	学年配当時間数 文類 一期（一年目）	文類 二期（一年目）	文類 三期（二年目）	文類 四期	理類 一期（一年目）	理類 二期（一年目）	理類 三期（二年目）	理類 四期	摘要
人文	哲学	四			4				4		
	論理学	四			4				4		
	文学 国文学	四	2	2			2	2			
	文学 外国文学（Ⅰ）	四	2	2			2	2			
	文学 外国文学（Ⅱ）	四			4				4		
	芸術論（音楽、美術）	四	2	2			2	2			
	国史	四	2	2			2	2			

に七大別されていて、各系列の学科目は次の第一表に示す如くである。

一一　本学の入学試験は大学全体の行事として制定され、年度ごとに学長を委員長とする入学試験委員会が全学的に編成されて之に当る。一般教養部長がその副委員長となる慣例である。

| 学科 | | |

| | 学科 | | |

二　学部と一般教育との関係

一　一般教養課程の各授業については、その専門領域に該当する各学部の各学科（たとえば、「数学」――理学部数学科、「哲学」、「論理学」、「心理学」――文学部哲学科）が教官を配当する。

註　一般教育の担当教官はそれぞれの学部学科に属する教官であって、その起用は本学の方針に基いて、各学部学科が責任を以てこれを行っている。

二　一般・専門の両教育は大学教育の理念に基いて融合調和さるべき相補的な二機能であるから、両教育の運用と充実とは同等の顧慮を以って取扱われる。

従って、教官の面においても、本学では両教育の担当に資格基準の差別を設けていないし、両教育の教官は共に学部の正式人員であって、諸待遇の区別は付されない。また両教育の教官の起用は共に同一の詮衡母体によってなされるのであるから、双方を担当する教官も自然に生ずる。

尚、とくに円熟した指導力ある教授が一般教育に参加して、その学課目を担当することは、本学の一般教育を昂揚促進するゆえんである。

三　各学部の各学科は本学が授業する一般教養課目の内から、その専門教育達成のうえに適切と認める課目を指示して、その学科に移行を志す一般教養部学生に学課目選択上の指導を与えることがある。

但し、その際にも、一般教育方針が規定している学科系列（人文、社会、自然科学の三系列、外国語、体育など）の配分や、履修学課目の総単位数、を度外視はしない。

註1　課目の選択履修やその単位数については、第三章、学生と一般教育及び学部移行、を参照。

註2　実際上、各学部学科は、一般教養課目が豊かに、かつ、偏らずに履修されることを学生に期待しているのであるが、学課目のなかには専門教養課程のために予め必要、或は便宜、とされるものもあって、特にその選択履修が要望されるのである。例えば「図学」―工学部の諸学科、農学部の農業物理学科林学科など。

専門教養課程の諸学科では、多くの場合、その行う一般教養課目を履修せずにそれへの移行を志す（たとえば物理学の一般教養課目を履修せずに物理学科に移行する）ことには修学上の支障や不利が考えられるが、一部の学部学科においてはそれと逆に、その専門領野に属する一般教養課目を履修しないで、より多く他の学術分野の学課目を学んで移行してくることをも却って有意義となすものがないでもない。これらはすべて修学の功用に着眼して判断される

べき事柄である。

四　各学部各学科の教官がその関心をもつ一般教養課目の内容或は授業方法などについて助言や要望をよせて、本学の一般教育に協力することは望ましいものである。

五　一般教養課程の教科課目の設定（又、廃止）は、一般教養部教官会議の議定に基いて評議会で審議され、決定される。

三　学生と一般教育、及び学部移行

一　学生は入学後二年間、一般教養部に在籍する。

二　一般教養部における学生収容の形式およびその人員は左の如くである。（各年度）

		募集人員	昭和二十七年度入学者	
1	文類	約二一〇	二四五	
2	理類	約七〇〇	七四三	水産学部養殖学科、水産製造学科志望者は理類から移行する。
3	遠洋漁業学科	約八〇	四五	水産学部に属するが特殊の学科として取扱う。学生が二年間一般教養部に在籍することは他と同じ。
4	漁業学科		四六	
5	音楽教育専攻	約一五	一五	教育学部に属するが特殊の学科として取扱う。学生が二年間一般教養部に在籍することは他と同じ。
6	体育専攻	約一五	一九	
	計	一〇二〇	一一三	入学定員　一〇六五名 予算定員　九四〇名

註1　入学試験において右の各類科は区別して取扱われる。

註2　遠洋漁業科と漁業科（水産学部）、音楽教育専攻と体育専攻（教育学部）を志望して入学した学生は他科え転ずることを認めない。

三　一般教養課程の履修様式とその単位数――学生は在学中に一般教養科目を左の通り選択履修せねばならない。

人文科学系列	三課目以上	十二単位以上
社会科学系列	三課目以上	十二単位以上
自然科学系列	三課目以上	十二単位以上
数　学		八単位以上
外国語（英、独、仏）二ヶ国語		各十単位以上
体育（理論及び実技）		各二単位

但し、右の内、数学は理類学生に必修とされるものであって、文類学生のためには一般数学四単位が自然科学系列中に置かれていて随意に選択される。

右によって、学生が取得すべき一般教養課程の総単位数は、文類六〇単位以上、理類六八単位以上となる。

履修学科目の選択は学生各自がその興味関心修学の目的や利便、その他を顧慮して自主的に決定する。但し、その選択の仕方が一般教育の目的に反しないものであることを条件とする。

註1　右の各系列について本学が持つ一般教養課目は第一表九頁に見られる。

註2　授業時間割の編成は、学生の便宜のために、文類と理類の二種に分けて作られているが、いづれも全学課目を網羅している。たゞ、文類学生に予定する数学、物理学、化学などの授業はそれに適する内容が勘案されている。

四　学生は学科目の選択履修に際して、各科目ごとに履修願を提出して許可を求める。

註1　学生各個の学科目選択については、事前および事後に亘って補導が行われる。一般教育の目的に添わぬような選択を届け出る者に対しては注意が与えられ、相談が行われる。一般教育の目的からは学生が人文、社会、自然の三科学系列についてその諸学課目を偏らずに履修することが必要なためである。

註2　履修の意志を放棄した者は右の届出一ヶ月以内に於いては履修取止願を提出できる。

註3　単位を伴わない聴講を申請することも出来る。

五　学士となるために必要な一般教養課程の単位取得は、入学後二ヶ年の一般教養部在籍中に完了されうるように、授業編成がなされている。

六　二ヶ年の一般教養部在籍が終えれば、学生はその志望に基いてそれぞれの学部に移行する。但し、一般教養課目の取得単位数に不足があれば、その後においても受験或は履修を以て不足の単位を取得しなければ卒業資格を生じない。

註1　本学通則、第十二条に「一般教養課程において所定の課目を履修して、所定の単位数を取得した学生はそれぞれの志望の学部学科に進学（移行）するものとし、願書に別に指定する書類を添えて当該学部長に提出しなければならない」と規定されている。

それは一般教養部に修了制度や及落第制度があるという意味ではない。

右に「所定の課目」とあるは、主として本章の既述第三の事情（一五頁）に係わるものであって、特定の学科目の履修が学部移行の前提的条件をなす訳ではない。

又、「所定の単位数」とはその実際においては、「各学部学科或は一般教養部教官会議が各学生についてその学部移行後の修学に顕挫を予想しないほどの既得（一般教養課目の）単位数」のことである。従って、その判定の基準は学生が移行する学部学科の性質乃至意向による相違もあり、一般教養部教官会議の判定も学生が移行しようとする学部学科ごとに相違しうる。学生の知能や就学の実態についても考慮が払われ、以上の諸判断の綜合から学部移行が処理

される。もっとも、この如き審査に躓づく学生の数は多いものではない。

註2　在籍二年を経ても、一般教養課目の単位取得が甚しく貧困で、学部に移行しても修学の正常な能率を期待しえない学生も少数生ずるのであるが、本人を説得のうえ、学部移行の中止も認めている。その際には次年度学生に繰下げて編入し、一般教養課目の履修に便宜を与えている。学部移行後においてもなお多数の一般教養課目を学修してその単位を得ねばならないようでは、修学の予定や意義を全うすることに困難が生ずるから、それを事前に回避させるためである。

尚、成業の見込みがないと判定される者については、大学通則、第二十三条が規定している。

七　年度の移行志望者数がその学科の収容可能数を超えている場合には、その学部学科において詮衡試験を行う（大学通則、第十二条、第2項参照）

但し、超過人数が少い場合には、一般教養部は事前に一応その学科志望者の全員、或はその中で学業成績に欠陥の多い学生を召喚し、志望者超過の実情を説明し、志望学科変更の斡旋を行って、試験施行の回避をも試みている。

註1　後者のような方法で各学科への移行志望者数を調整することは、一見すれば曖昧にも思われようが、学課目選択制度や単位制度の下では、成績に序列を付することにも困難な場合が多く、また、志望者の超過を直ちに試験によって解決する方針をとれば、試験不合格者の志望転換が更に問題を新たに加え、煩雑を増すことになって、多数の学生の学部移行を短時日の間に処理することが難しくなる。移行志望者超過人員は多くの学科の場合では少数であって、実情の明示、教官と学生との緊密な接触の方が、能率的に、かつ、より多くの納得の下に、移行志望者の調節を果せることも多い。

八　医学部志望者は左の如き資格があれば、いずれの大学の医学部にでも受験できる。即ち

修業年限四ヶ年の大学において二ヶ年以上在学し次に定める一般教養科目の単位を含めた六十四単位以上履修したもの

人文科学　十二単位

社会科学　十二単位

自然科学　十六単位

内訳

数学　四単位

物理　四〃（内一単位は実習）

化学　四〃（　〃　）

生物　四〃（　〃　）

外国語　十六単位
（これは英・独・仏の中二ヶ国語について十六単位である。但し昭和二十八年三月迄に一般教養課程（二ヶ年）を修了したものは従前通り十二単位で可）
体育　四単位（講義及実技）
計　六十単位
64単位－60単位＝4単位
64〃－56〃＝8〃（外国語の関係上二十八年三月迄に一般教養課程を修了したもの）
この四単位（若くは八単位）は一般教養単位であっても専門教養単位であっても孰れでも差支えない。又在学のまゝ受験出来る。

九　学生の一般教養部在籍は二ヶ年であるが、現下の学部の事情から、一般教養課程の授業は外国語と体育とを除いては一年半に短縮されている。
註　従って学生は第三学期（二年目前期）を了える（九月）と共にそれぞれの志望の学部学科を決定し、第四学期（二年目後期）の開始（十月）と共に専門教養課程の授業をも受けることになる。但し理学部志望学生の学科決定のみは第四学期の終了と共になされる。

一〇　一般教養部においては課外活動が奨励されていて、各種の科学セミナリー、研究会、同好会などの自治活動が行われ、学生が随意に参加し、運営している。教官はその助言者の地位にあり、求めに応じて講演や研究・読書指導などに当っている。

5　北海道大学大学院に関する要項案

（一九五二年二月、大学院設置準備委員会）

北海道大学大学院に関する要項案
昭和二十六年十二月二十一日
大学院設置準備委員会小委員会決定
昭和二十七年二月十三日大学院設置準備委員会決定

一　目的及び内容

1　大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

2　大学院に修士の学位を与える修士課程と、博士の学位を与える博士課程とを置く。

3　修士課程は、学部における一般的ならびに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。

4　博士課程は、独創的研究によって従来の学術水準に新し

い知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。

二　組　織

1　大学院に次の研究科を置く。

文学系研究科　教育学系研究科　法学系研究科　経済学系研究科　理学系研究科　医学系研究科　工学系研究科　農学系研究科　水産学系研究科　獣医学系研究科

ただし実施に際しては運営上二科以上を統合することができる。

2　各研究科の学科目は別にこれを定める。

三　修士課程

1　修士の学位を得るには大学院に二年以上（三年以内）在学し所要の科目につき四〇単位以上を履修し、かつ研究論文を提出しなければならない。

2　修士の課程においては、専攻科目の一部として学部の学士課程の科目をも履修せしめ修士課程の単位とすることができる。

四　博士課程

1　博士の学位を得るには大学院に五年以上在学し所要の科目につき五〇単位以上を履修し独創的研究に基く研究論文を提出し、かつ所要の最終試験を受けなければならない。

ただし医学系の博士課程においては医学士に対しては年限を三年以上とし〇〇単位以上を履修しなければならないものとする。

2　修士課程を経ないでただちに博士課程をとることができるが、修士課程を終えたものにはそこで履修した単位および在学年数を通算することができる。

五　学位の種類

1　大学院に所要の年限在学し、所要科目につき所定単位を履修し、試験ならびに研究論文の審査に合格した者に対しては、その専攻科目に従い所定の学位を与える。

2　学位の種類は次の通りとする。

文学修(博)士　教育学修(博)士　法学修(博)士
経済学修(博)士　理学修(博)士　医学博士
工学修(博)士　農学修(博)士　林学修(博)士
水産学修(博)士　獣医学修(博)士

六　大学院担当教員

大学院担当教員は、学部または研究所の教授をもってこれに充てる。

ただし必要あるときは、助教授または講師をこれにあてることもできる。

七　学生の定員

各研究科の学生の年当り定員は次の通りとする。

	修士課程	博士課程
文学系研究科	○○名	○○名
教育学系研究科	○○名	○○名
法学系研究科	○○名	○○名
経済学系研究科	○○名	○○名
理学系研究科	○○名	○○名
医学系研究科		○○名
工学系研究科	○○名	○○名
農学系研究科	○○名	○○名
水産学系研究科	○○名	○○名
獣医学系研究科	○○名	○○名
計	○○○名	○○○名

八　運営機関

1　大学院の運営は大学院研究科教授会および大学院審議会がこれに当る。

2　大学院研究科教授会

イ　大学院研究科教授会は、当該研究科の大学院担当教員である教授（以下担当教授という）をもって組織する。

必要ある場合には担当教員である助教授または講師を加えることができる。

ロ　各研究科長は当該研究科担当教授の互選によって定める。

ハ　研究科長の任期は二年とする。

但し重任を妨げない。

3　大学院研究科教授会は次の事項を審議する。

イ　研究科の学科課程および試験に関する事項

ロ　学位審査に関する事項

ハ　大学院の学生に関する事項

ニ　大学院担当教員の選考に関する事項

ホ　その他研究科に関する重要事項

4　大学院審議会

イ　大学院審議会は学長、各研究科長および各研究科から選出された一名の担当教授をもって組織する。

ロ　大学院審議会の委員の任期は二年とする。

但し重任を妨げない。

ハ　大学院審議会の委員長は学長とする。

5　大学院審議会は次の事項を審議する。

イ　大学院に関する制規および研究科間の連絡統一に関する事項

ロ　学位の認証に関する事項

ハ　その他大学院に関する重要事項および学長の諮問事項

九　入　　学

1　資　　格

四年制大学の卒業者である学士、またはこれと同等以上の学力があると認められた者

2　入学考査

すべての入学志望者に対してはその志望する課程を修めるために必要な学力を有するか否かを当該研究科で考査して入学を許可する。

十　転　　学

1　他の大学の大学院に在学する者が転学を願出たときは、研究科教授会で考査の上これを許可することができる。

2　転学前に他大学の大学院で履修した科目単位数および在学年数はその一部または全部を研究科教授会の議を経て通算することができる。

十一　退学、休学、除籍、懲戒

大学院学生の退学、休学、除籍、懲戒に関しては、本学通則を準用する。

十二　論文提出による博士

論文提出による博士学位の授与に関しては別に定める。

十三　事務機構

大学院の事務機構に関しては別に定める。

6　大学紛争年表（一九六九年四月～七〇年二月）

――附　資料（北海道大学『広報』抜粋）――

大学紛争年表

69・4・10　早朝、クラス反戦連合の学生が入学式場に予定されていた体育館を封鎖した。入学式は「分散入学式」となった。封鎖は当日朝だけで終った。

4・14　学長は「全学に訴える」（1）の声明を発表し、「暴力学生」を批判した。

4・26　4・28の沖縄返還統一行動日（沖縄デー）をひかえ、学内に封鎖のきざしがみえ、これに対し、学長は「教職員へ告ぐ」（2）の声明を発表した。

4・27　部局長連絡会議において、沖縄デーに予想される緊急事態に備えるため、学長の顧問団が設置されることが了承された。学長より五人の顧問（図書館長をふくむ評議員）が指名され了承された。

4・28　沖縄デー。教養部学生自治会はストライキに入る。五派連合系学生集団が武装し、理学部に投石などをする。その後、教養部前、クラーク会館前、事務局前で、五者全学共闘会議系職員学生らと衝突す

る。

5・2 評議会に教養クラス反戦・中核・社学同・反帝学評系学生が乱入した。学生退去ののち、評議会は、沖縄デーに関する「公示」（3）を可決し、また学長顧問団の存続を決定した。

5・16 五派連合系・革マル系学生は「学長団交」を要求し事務局になだれ込んだ。

5・20 革マル系学生により、午後五時四〇分事務局が封鎖され学長が軟禁された。

5・21 革マル系・五派連合系学生は、午後一時三五分より一時間二〇分にわたり、学長に対し「大衆団交」を行う。学長は午後四時五〇分に軟禁を解かれた。封鎖学生は事務局より退去した。

5・23 評議会は、「五月二十日及び二十一日の事件」（4）の声明を発表した。教養部および医・法・経・文・理・農学部で「大学立法」（「大学の運営に関する臨時措置法案」の略称）粉砕全国統一行動デー」として、ストライキが行われた。

5・26 未明、五派連合系学生により事務局が封鎖された。教養部長は「学生諸君に訴える」を発表した。

5・30 早朝、革マル系学生により教養部が封鎖された。教養部自治会執行部および一般学生により封鎖は解除された。

6・2 評議会は大学立法案に対する声明（5）を発表した。各学部、研究所の教授会は、5・22～5・30に同法案の反対声明などをしている。

6・5 北大学連系学生により、封鎖されていた事務局は解除された。

6・18 評議会は、北大の制度改革を検討する組織を設定するための原案作成委員会を設置した。また、学生諸団体からの「団交」申し入れに対する基本的態度（6）を決定した。「団交」申し入れ諸団体は、6・14北大学生自治連合（7）・6・17教養反戦闘争委員会（8）・6・23北大教養闘争委員会、北大学部共闘、北大全学助手院生共闘会議（9）である。

6・25 評議会は教養部長に小関隆祺教授（農）を選出した（5・26発令）。

6・28 社学同、C闘委（準）により教養部が封鎖された。長期封鎖が始った。

6・29 教養部長、教養部学生委員と封鎖学生とが、「団交」などに関して教養部で話し合いをした。

7・1　教養部屋上で、対教養部学生委員「団交」が行われ、学生委員は教養部長「団交」、評議員「団交」実現に努力する旨の確認書に署名した。

7・1～3　六学部長（法・経・農・理・工・医学部）は、評議会の決定にもとづき、大学法案の反対声明などを携え、衆・参両議院文教委員会・文部者・各政党に同法案反対を訴えた。

7・3　ホテル・アカシアでの教養部教官会議に封鎖派の学生が入ってきた。午後四時すぎから教養部大講堂において、封鎖派学生は、7・1に確約された「団交」について教官とりわけ佐久間教養部長代理を追及した。

7・4　社学同系学生により事務局が封鎖された。評議会は、「団交」で教官に確認書を強制する行為の禁止と、確認書は無効である旨の告示（10）を発表した。

7・5　評議会は封鎖に対する告示（11）を発表した。教養部学生集会（自治会主催）は、教養部封鎖を実力で解除することを決議した。

7・7　評議会は、自治会系学生による封鎖解除の動きに対し、自重を求める旨の告示（12）を発表した。全学助手院生共闘会議は、評議会に「大衆的討論会」開催の要求（13）を行った。評議会は、集会形式を全学集会とする条件で交渉に臨んだが、交渉は決裂した。

7・9　学長は、ホテル神宮閣での評議会会場から、革マル系学生により、教養部中講堂に連行された。

7・10　革マル系学生により図書館が封鎖された。

7・11　教養部教職員会議は、8・18を目標に授業再開を申し合せた。

7・14　北大学生自治会連合は、大学当局に対し7・7の告示撤回、「全学討論集会」の開催などを要求（14）した。大学当局は、7・17に、7・7告示撤回の拒絶と、「全学討論集会」を適当な時期に開催したい旨の回答をした。

7・15　「全北大教官・事務官・院生・研究生・学生有志」（三〇〇人署名）は、評議会に「大衆的討論会」開催の要望書（15）を出した。評議会はこれに対し8・4に、各学部・研究所での討論の進展に協力することを希望する旨の回答をした。

7・17　教養部長が、工学部での教養部教職員会議場から、五派連合系の学生により、教養部校舎に連行さ

れ、7・19早朝まで三九時間にわたり軟禁された。理学部教授会は、封鎖に対する声明（16）を発表した。

7・27 大学制度改革準備委員会は、七人の本委員（学長委嘱）で発足した。委員会は、第一専門委員会（大学の管理運営問題）・第二専門委員会（教育、研究体制、とくに教養部の問題）、第三専門委員会（学生に関する事項）により構成され、専門委員は一〇人を予定した。

7・28 部局長連絡会議は、大学法案が衆議院で強行採決されたことに対し、抗議声明（17）を出し、抗議の代表団（薬・文・教・獣医学部長および工学部・結核研究所教授各一人）を上京させることを決定した（7・30～31に実施）。

8・1 農学部教授会代表は、同教授会が農芸化学科の助教授・講師・助手一同の要請（紛争に関する学長の見解を明確にする）を受け入れたことにもとづき、学長と懇談した（18）。

8・4 評議会は、参議院において大学立法案が強行採決されたことに対し、抗議声明（19）を発表した。

8・9 北大制度改革準備委員会委員は、北大の各部局、階層、各団体との平静な話し合いを行い成果を得る見通しがないことを表明し、辞任した（20）。

8・17 社学同・社青同・反戦青年委員会系学生などにより、文系四学部が封鎖された（21）。教養部の授業再開は、文系四学部の借用が不可能となり、見送られた。

8・18 教育学部教授会は、封鎖に対する抗議声明（22）を表明した。北大学生自治会連合は、学長に封鎖に関する申し入れ（23）を行った。

8・19 経済学部教官・職員・院生・学生一同は、封鎖に対する抗議声明（24）を発表した。

8・20 北大ベ平連は、評議会に「大衆討論集会」に応ずる様要請（25）した。

8・22 学長は、北海道警察本部において、本部長と対談した（26）。

8・24 法学部教授会は、封鎖に対する抗議声明（27）を発表した。

8・29 文学部教授会（シニア）は、封鎖に対して抗議声明（28）を発表した。

9・4 教官有志一〇人（署名教官二五〇人）による、封鎖学生らとの討論集会開催要請書（29）が、学長に

手交された。

9・10　教養部教官会議は、9・18から二年目学生、10・1から一年目学生の授業を再開することを決定した。

9・17　医学闘は、「博士授与の凍結」と「謝金返上」に関する医学部教授会の姿勢に抗議して、医学部管理棟にバリケードを築いた。これは、翌日撤去された。

9・18　教養部二年目学生の授業が再開されたが、農学部長と農学部反戦などの学生との「団交」などにより、農学部教室の借用が不可能になるなど、連日支障が続出した。

9・24　北大学生自治会連合の要求（9・12）による「公開団交」が、学長および多数の評議員の参加のもとに行われる予定であったが、学内情況緊迫化により中止となった。

9・25　評議会は、教養部の授業再開妨害に対する告示（30）を発表した。C闘委により、教養部仮事務室となっている古河講堂が封鎖された。

10・1　教養部一年目の授業再開予定日であったが、必要な教室が確保されず、再開は延期された。

10・4　全共闘系学生により仮事務局となっている旧教育学部の建物が封鎖された。

10・8　教養部教官会議は9・27の教養部学生委員の辞表（31）を承認した。

10・20　学長は「大学改革の理念について」（32）を発表した。

10・21　国際反戦デー。全共闘、反戦青年委員会、ベ平連は、学内より市中へデモを行い、陸橋から正門前までの西五丁目通り（旧電車通り）で、機動隊と交戦状態となった。22日未明まで続いた。

10・22　評議会は、前日よりの事態に対し、機動隊の学内介入に対する方針（33）を決定した。また市民への謝罪文（34）を新聞に掲載した。

10・25，27　文系四学部教官は、封鎖学生の自主退去の要求書（35）を文系校舎前に掲示した。

10・30　北大職組、院生協議会、自治会などの職員学生により、文系四学部の封鎖が解除された。

11・1　教養部は、「教養部長信任議題について」（36）を公表した。

11・4　学長は、評議会の承認を得て、封鎖学生に対し、退去勧告（37）を行った。

11・7 学長は、部局長連絡会議で、八日に機動隊出動要請を行う旨発言し、その後開催された評議会で承認された（38）。そのために対策会議（部局長と学長顧問団）が置かれた。また、教職員、学生に対し、機動隊出動要請の旨の文書を配布した。

11・8 早朝、機動隊が導入され、事務局、図書館、教養部、旧学生会館の封鎖が解除された。

11・10 大学は、学内秩序維持のため、禁止事項（39）を公示した。機動隊の駐留期間延長（21日まで）を告示（40）した。

11・13 小関教養部長が辞任した。教養部の教官会議仮議長団四人、仮執行部中核五人が選ばれて、集団執行制の教養部臨時運営委員会が設置された。

11・14 小川晃一教授（法）が臨時運営委員会の委員長に就任し、教養部長事務取扱に発令された。ほかに補佐機関として特別委員会が設置された。

11・20～12・15 教養部執行部と学生各派集団との間で一四回（自治会前執行部三回、C闘委七回、革マル派四回）の討論集会が行われた。

12・4 評議会は、学内秩序維持に関する臨時委員会を設置した。

12・10 革マル系学生により教養部が封鎖された。

12・15 C闘委学生により体育教官室棟、小体育館が封鎖された。

12・16 学長、評議員が出席して、全教養生討論会が体育館で開かれた。

12・18 小川教養部長事務取扱以下、執行部全員が辞任した。仮議長団として三人の教官が互選された。

12・19 堀内学長が教養部長事務取扱を兼任した。

12・20 教養部長補佐として六人の教官が指名された。

12・22 教養部長補佐のうち一人が辞任し、四人が追加された。

12・23 学内秩序に関する告示（41）が掲示された。

12・24 教養部は、教養学生に「明年一月五日より万難を排して、正規の授業を全面的に展開し維持する」旨通知した。

70・1・3 学長は、教養部、体育教官室棟などを封鎖中の学生に対して、退去勧告を、そして退去命令を発した。

1・4 機動隊が導入され、教養部、体育教官室棟が解除された。機動隊に対して学内駐留を二週間行うよう要請された。

1・5　教養部授業が再開された。評議会は教養部正常化のために全学的支援を行うよう告示を発表した。

2・26　評議会のワーキング・グループとして、北海道大学改革調査専門委員会が設置された。

資料（北海道大学『広報』抜粋）

(1)

全学に訴える

大学の使命は、研究と教育を通じて、人類社会に貢献するにある。この使命達成のために大学の自治が、必要不可決であることが、数世紀に亘る経験の集積から学び取られ、教官、学生の一致した改革への努力によって闘い取られたものである。北大の現体制には幾多の欠陥がある。これらの欠陥は改革によって除かれなければならない。しかし暴力によって破壊しなければ、よき体制は生れない。暴力によって破壊すれば、よき体制が生まれる。という二つの命題は、右記および左記の史実によってそれぞれ反証されている根拠のない、しかも危険極まる教条である。去る十日、入学式を暴力を以って破壊しようとしたものが、この根拠なき教条を真に受けていたとすれば、立証された命題と根拠なき教条とを区別しえない頭の弱さによる。この弱さは、わが国の研究教育全体の後進性を特徴づけている。この後進性の故に、かれらは権威を攻撃しながら、別の形の権威を無批判に受け入れている。学者研究者と云われる人々の中にも、大学改革によって、厳しい学問の世界が出現するのを嫌って、手段として暴力学生を「支持する」者も現われるであろう。

学内に現われた暴力学生の行動は、私が三十五年前に目のあたりに見たナチ御用暴力学生の行動と軌を一にする。ただし、この場合、原因は後進性よりも苛酷なベルサイユ条約による窮迫した生活のうちに、ヒットラーに幻想させられたバラ色の夢にあった。しかし十九世紀の始めからドイツの大学に確立されていた学習の自由が生み出す学問の世界の厳しさを嫌った所謂学者の一団が、優れた外国人並びにユダヤ系学者を追放して厳しさを骨抜きにすべく、ナチと結託して暴力学生を走狗としていた史実を想起させる。こうした破壊により、フンボルト以来、営々と築き上げられた世界学術の最高峯は一挙にして転落し、三十五年後の今日に至るまで回復していない。この史実は、前述命題の明白な反証である。吾々は前者の轍を踏むまい。大学破壊の暴挙は許してはならない。教職員、学生、院生は、一致団結して暴力による大学の破壊から、わが北大を護り抜こうではないか。

一九六九年四月十四日

(2)　教職員へ告ぐ

北海道大学長　堀内寿郎

今北大では、一部の学生がバリケード封鎖をする動きをみせています。

このような行動は、大学の自治にとって危険であります。

全学の教職員の団結により、かかる行動が未然に防止されるよう祈念します。

四月二十六日

北海道大学長　堀内寿郎

(3)　公　示

理性の府たる大学において、暴力を用いて人を傷つけ施設を破壊するが如き行為に出ることは、いかなる理由があろうとも、許されてはならないことである。去る四月二十八日本学構内において生じた事態は、まことに遺憾極まりないことであって、本学としては、これらの行為に出た者に対しては、厳しい態度をもって臨まざるを得ない。昨今、各地に頻発している大学紛争が、いかに学問を荒廃させ、大学の自治に危機をもたらしているかは、敢えて指摘するまでもないことである。大学の内外に山積する困難な問題がその背後にあるとはいえ、解決の途は、学内にあって、全大学人の相互理解を深め、理性をもって事に処していく以外にはあり得ないのである。去る四月十日の出来事に続く今回の事件は本学にあっても、危機の深く内蔵されていることを示すものであるが、われわれは、全北大人の理性を信頼し、相携えて学園の平和を守り、教育研究の実を挙げることを、心から切望してやまない次第である。

五月二日

北海道大学

(4)

五月二十日及び二十一日の事件について

右両日学内において発生した事件に関し、事実の経過及び評議会のとった態度ならびに措置を述べ、併せて、本学の所信を左の通り表明する。

…一、二、三、の事実経過は前記と重複するので省略…

四　大学当局は四月二十八日の事件の後、五月二日の告示において、強く暴力を排し、理性をもって事に処すべき旨の基本的態度を表明したが、重ねてこのような事態が生じたことは甚だ遺憾であり、これらの挙に出た一部学生の行動は、その根底においてどのような主張をもっているにせよ、絶対に容認することができない。

近時各所において一部学生の暴力的な行動により大学紛争が激化し、そのため教育と研究が荒廃し、徒らに貴重な時間が空費されていることは、最も悲しむべき事実であ

り、また大学の自治が危機にひんしていることは甚だ遺憾にたえないところであって、われわれは、このような事態を、北大においては、絶対に出現させてはならないと考えている。もとより、本学においても教育研究体制の整備充実をはじめとし、抜本的な改革を要する多くの問題をかかえている。その解決のためにわれわれ教官の負う責任はとくに重大であり、全北大教職員学生の理性的な相互理解に基づき、着実に、解決への方途を見出してゆきたいと考えている。

先般の告示は「われわれは全北大人の理性を信頼し、相携えて学園の平和を守り、教育研究の実を挙げることを、心から切望してやまない次第である。」と結んでいるが、われわれは、ここにこの言葉を繰返し、全北大人の理解と協力を求めたいと思う。

五月二十三日

北海道大学評議会

(5)「大学の運営に関する臨時措置法案」に関する本学の見解

(一)本学評議会は、標記法案に関して、かねて各部局の審議をもとめていたが、各部局の報告にもとづき、六月二日次のような声明を発表し、同法案に対する本学の公式見解を明らかにした。

(イ)あわせて同法案に対する反対の意志を具体化するため、本学代表団を派遣、関係諸機関に対して抗議、立法阻止の運動を行うこと。

(ロ)現在当面する大学問題検討のための具体策について、改革委員会案も含めて今後さらに評議会で具体化すること。

の二点を決定した。

声　明

本評議会は、「大学運営に関する臨時措置法案」に関して全学の意向を体しつつ慎重に審議した結果、次の結論に達した。

同法案は紛争の自主的な収拾をたすけることを名としつつ、もっぱら大学に対する政府の管理統制を強化することによって、力による表面的な紛争解決を意図しているものである。

かかる措置はかえって大学に一層の混乱を招くおそれがあるばかりでなく、問題の自主的解決への努力を阻害し、大学における教育と研究の自由をも否定するものといわざるをえない。したがってわれわれは同法案に強く反対する。

大学の現在の混乱については、われわれの責任はもとより重大であることを痛感する。しかし大学問題はあくまで大学

自身の理性によって自主的に解決されるべきものである。われわれは変動する現代社会において大学のあるべき姿をもとめ、その実現のために最大の努力を払う決意をここに表明する。

昭和四十四年六月二日

北海道大学評議会

(6)

(1) 評議会は、ほんらい審議機関であって、執行機関ではないから、いかなる団体とも相互のとり決めを行なうような話し合いの当事者とはなりえない。のみならず評議会は決議機関としての性質上、その意志決定を全評議員の審議に待たねばならないから、評議会として交渉に当れるようなものではない。

(2) 大学を代表するのは学長である。現在学長は病気入院中であるので、学長の指名による代表者が話し合いに臨む。

(3) 大学当局が全学的な問題について、何らかのとり決めを行なうために話しあう団体は、学生の総意を代表するものでなければならない。

(4) 評議員が教官個人として、各種の討論集会に参加することを妨げるものではない。

(7) 申し入れ書

現在、学生は、大学を政府のファッショ的統制化におく「大学運営臨時措置法」に反対して、広範に起ちあがっています。同時に学生は、自らの切実な要求の解決を求めています。

私達は、六月十八日の評議会に左記のことを要求します。評議会は、六月十九日、次の要求での学生と団体交渉を持つこと。尚、関連事項は六月十八日の評議会では決定せず、十九日の後、臨時評議会を開き、学生の要求を反映して決定されるよう要求します。

回答は、評議会終了後、ただちに下さるよう要求します。

一、現在行なわれている教養部長選挙に教養生の声を反映させよ。

一、教養ストライキに関し、留年の事態を避けるため内規改正等必要な措置をとること。

一、評議会が大学立法に反対声明をあげている点にふまえ、

(1) 6・23全北大一万人集会成功のため必要な努力をし、正式に参加すること。

(2) 中央抗議団を北大として派遣せよ。

一、暴力集団の本部封鎖による被害額を明らかにし、その復旧費用の出所を明らかにせよ。

一、北大学連、各学部自治会を公認し、物質的保障を与えよ。
一、新寮規を撤回せよ。
新寮建設予算を概算要求の第一位にせよ。
一九六九年六月十四日
北大学生自治会連合
執行委員会　手嶋繁一
北大評議会議長殿
六月二十四日午後三時半～五時、本部会議室において代表団は自治会連合の学生代表と話し合いを行ない、六項目について大要つぎのような大学の態度を表明した。
一、教養部長の選挙については、改革の必要を認め、つぎの選挙までに改革を実現したいと考えるが、さし当り今回の選挙については従来の方式で行なう。
一、教養部ストライキに伴う留年の事態については、大学としてもできるだけこれを避けたいと思う。この点については学生諸君の協力を得たい。
一、大学立法阻止の具体的行動については、評議会は代表団六名を上京させ、関係方面に働きかけることを決定している。
一、本部封鎖による被害額については、目下調査中である。調査の済みしだい明らかにする。
一、学部自治会および自治会連合は、「北海道大学学生団体に関する規程」の定めるところによって、公認の対象たる「団体」から除外されている。自治会や連合体の公認に係わる問題はむしろ今後検討されるべき学生参加の問題のなかで、解決されるべきものと思われる。
一、新寮規の撤回にかんする問題は、学生部と寮連とのあいだで交渉中である。ここでの結論に待ちたい。

(8)　教養反戦闘争委員会から評議会へ
代表　前川　健
さる六月十一日の教養部学生大会において、評議会との団交が、六〇〇名以上の学友に支持されていった。我々はこの多くの学友の意志を尊重し、これを代表して六月十八日の評議会で、団交についての論議をしてほしいと思う。
団交の内容
一、六月五日の評議会声明について。
二、四月以降の学長声明等について。
三、大学立法粉砕闘争について。
以上の三点について教養的にでも、全北大的にでも団交を

実現したいと考える。

日時　六月二十五日　一時より

場所　体育館

この団交要求に評議会が応じないならば、我々としては、評議会に対する強力な処置を現在考えている。

最後に、当然な我々の要求を無視することは、決して出来ないことを。これを無視するならば、どのような事態になるかは、評議員諸氏においては、すでに周知のとおりと思う。

この団交要求に対し、六月十八日の評議会で決定し、すぐ大衆的に回答を出してほしい。

教養反戦闘争委員会

代表　2—18　前川健

（六月十七日受領）

これに対し評議会は口頭でつぎの回答をした。

大学当局としては、君達が提起している問題について、学生諸君と話し合う用意はある。

しかし、それには次の諸条件をととのえる必要がある。

一、君達は、教養部学生大会における学生の意思を代表して申入れるとのことであるが、それならば、学生大会の決議により、教養部学生自治会から申入れてほしい。

二、話し合いの項目は、あらかじめはっきりさせておくこと。

三、話し合いの日時は自治会と大学間で協議の上、取り決めること。

なお、評議会は審議機関であるから、話し合いの当事者とはなり得ない。大学を代表するのは学長であるが、学長は現に病気入院中であるので、学長の指名による代表が話し合いに臨む予定である。

(9)

北大評議会に対する大衆団交を要求する

北海道大学評議会議長殿

北大教養闘争委員会、北大学部共闘

北大全学助手院生共闘会議

一、我々三者は、四月十日入学式闘争を契機に、北大において資本主義体制における〈大学の存在〉に根底的な問いを投げかけつつ腐敗・堕落した大学への告発の闘争を展開してきた。

二、しかるに堀内学長は、この問いに何ら答える事なく、我我の闘いの圧殺を意図した四・一四学長告示、四・二六学長通達を発した。

三、これによって民青＝北大学連系の諸君は、我々の闘争破

壊に全面的にのり出し、四・二八理学部を中心とした逆バリケード戒厳令体制を敷き、さらには五・二一学長大衆団交の暴力的破壊を行なった。

四、我々は、四・五月闘争の過程で、大学当局―学長・評議会と民青＝北大学連系が「自主規制＝自由解決」なる点において利害を一致させる事により政府ブルジョアジーの大学に対する帝国主義的再編の策動としてある大学立法の攻撃に実質上屈服したものである事を明確に告発し、「大学立法・中教審答申粉砕」、「三項目要求貫徹」（一、四・一四学長告示、四・二六学長通達を撤回せよ、二、四・二八学内戒厳令を自己批判せよ、三、一切の処分策動をやめよ―以上を大衆団交の場で文書を以て確認せよ）、「五・二三評議会声明を撤回せよ」のスローガンを掲げ本部封鎖の闘いを貫徹していった。

五、民青＝北大学連系の諸君による我々の闘いに対する破壊行為の集約点は、周知の通り、六・五本部封鎖の暴力的解除であり、同時にこの行為に対して、北大評議会が「黙認」あるいは「事後承認」の態度・声明を出したことを我々は明確に批判し、かつ弾劾する。さらに我々は、堀内学長に対する要求として三項目に関する評議会の正式な見解発表と、我々との討論を保障することを要求する。

六、以上の観点から、六月二十七日、我々三者の大衆的な提起による評議会団交に応じる事を強く要請するものである。

七、なお、評議会団交の場所、時間の設定に関しては予備接渉の段階で相互確認することを提案する。

一九六九年六月二十三日

代表者　佃　稔

(10) 告　示

これに対し、評議会は次の回答をした。

評議会は審議機関であるから、話し合いの当事者とはなり得ない。なお、教官個人が任意に討論集会に参加することは別として、大学当局が全学的な問題について学生又は助手・院生諸君と何らかの取り決めを行なうために話し合う団体は、学生又は助手・院生の総意を代表するものでなければならない。

一部学生が大衆団交と称して教官を長時間拘束して何らかの約束をせまることは許すべからざることであり、そのような状態のもとでなされた約束には何ら効力を認めることはできない。

七月四日

北海道大学

(11) 告　示

一部学生による教養部の不法占拠が今なお続いている上、昨夜新たに本部封鎖が行なわれ、学内の各所に不穏な状況が生じていることは甚だ遺憾にたえない。

このような事態が教育研究に重大な支障をもたらしていることは多言を要しないことであって、大学としてはこのような事態を決して容認するものではないことを重ねて明らかにする。

七月五日

北海道大学

(12) 告　示

実力による封鎖解除の動きが一部にあるようであるが、学内において流血の惨を生ずることがないよう厳に自重を求める。

七月七日

北海道大学

(13) 評議会への要請

我々全学助手院生共闘会議は、七月七日付で、北大評議会に対し、以下の諸点に関する大衆的討論集会に応ずる様強く要望いたします。

一、四月十日、「クラス反戦連合」諸君による所謂「入学式粉砕」と四月十四日付学長告示について。

一、四月二六日付学長通達と四月二八日「沖縄デー」について。

一、五月三日、五月二三日付評議会声明について。

一、六月五日「暴力的」本部封鎖解除と同日の評議会声明、「広報2号」について。

一、六月二八日「教養バリケードスト」突入以降七月四日本部再封鎖に至る迄の学内情勢について。

我々はこれ迄再三にわたり貴評議会に対して大衆的討論集会の開催を要求して来ました。それにも拘らず、貴評議会はこれを一貫して拒み続けて来ました。しかし、その理由たる「一部の学生」とか「暴力学生」なる形式論理は、最早、現在の状況の下では全く筋の通らぬものとして糾弾されなければなりません。事実、貴評議会の頑迷な態度は、教養部教官をはじめ、全学の教官、院生、学生の批判の的となっております。

我々はここに、以上の諸点につき、貴評議会と学生、院生教官との論議の場が設定される必要性を強く訴えると共に、この提起について七月九日午後五時迄に、文書を以って正式に回答されんことを切望いたします。

追記　我々はこの大衆的討論集会を「大衆団交」と呼ぶか否

かについて固執しない。それは、四―七月北大闘争の質を考えれば自明となろう。また我々は、諸先生が危惧してやまない「人身的拘束」をするつもりは全くない。但し、相互に十分な納得がえられる為、幾度かの討論集会の開催が必要であろう。尚、我々としては、集会を七月十一日午後一時から、教養部大講堂にて開くべく努力中であるが日時等については貴評議会との折衝に応ずる用意がある。

一九六九年七月七日

全学助手院生共闘会議

〔これにたいし評議会は次のような態度を決定した。〕

(1) 討論集会に出席するのは、評議会ではなく評議員を含む教官個人であること。

(2) この申し入れに基づく討議集会も、自由にして理性的な討論の場が保障されるならば、それに教官が出席することも考えられるが、それには従来の経緯にかんがみ厳重な条件をあらかじめ確保しておく必要があること。

(3) 討論集会は全学集会が望ましいので、全学集会とすることをまず提案すること。

(14) 大学当局への要求

一、7・7告示撤回
　助手院生共闘との話し合い決定の責任を明らかにせよ
一、教養、本部、図書館封鎖に対して具体的措置をとれ
　電気、ガス、水道、電話をとめよ
　封鎖学生に対する責任を追求し、父兄に働きかけよ
一、院生に対する傷害事件など、一連の暴力事件に対する当局の責任を明らかにせよ
一、封鎖されている教養部学生の活動の場所を保障せよ
一、全学生に対する登校呼びかけを行ない、事態解決のため学生と共に努力せよ
一、封鎖問題に関する全学討論集会を全北大人参加のもとに開け
一、当局は右記の要求で十六日、午後一時より学内で学生との公開団交に応ぜよ
一、評議会を直ちに学内で開き、これらの要求に対する当局の見解を明らかにせよ

一九六九年七月十四日

北大学生自治会連合執行委員会

執行委員長　手嶋繁一

これについて大学当局は、七月十七日学連代表者に対し、次の趣旨の口頭回答を行なった。

一、学内において流血の惨事をひき起こすことは、厳に避けるべきことであるから、七月七日の告示を撤回する意思はない。また、助手院生共闘申入れの討論集会に関する経過は、広報4（七月十日発行）掲載のとおりである。

一、封鎖が不法であり大学当局として容認できないものであることは、繰返し明らかにしているところである。しかし、封鎖の解除を実現するためにどのような措置が適切であるかは、慎重に考慮を要することであって、申入れのような措置をただちにとる考えはない。なお、現在の紛争に対する大学の態度については、学生のみならず、その家庭にも充分な理解を得たいと考えており、近くそのために適当な方策をとりたい所存である。

一、学内の秩序が乱れ、暴力事件が発生することに対しては、大学としての責任を痛感している。傷害を受けた者に対する治療については、大学としてできるだけのことをしたい。

一、学生に対する登校呼びかけは、各部局において、それぞれの実情に応じて行なうことが望ましい。

一、全学討論集会は、適当な時期にぜひ実現したいと考えている。

一、現在、評議会を学内において開くことは、遺憾ながら困難な情況である。

一、この回答のために公開の集会をもつことには賛成し難い。

(15) 評議会議長殿

評議会への要望書

封鎖、実力解除、再封鎖、内ゲバ、等々が現実に進展しつつある北大の状況にあって、まず私達がしなければならないのは一体何なのでしょうか。私達は何にもまして、広範かつ徹底的な討論をまき起すこと以外にないと思います。何故なら現在の封鎖をめぐる状況では、とくに「論理に対しては論理で答える」という基本原則を強調しなければならないからです。こうした「論理と論理との対決」を経て初めて「理性の府」なる大学として、解決策を見出せるのではないでしょうか。しかるに一部の助手・院生あるいは学生により提起されてきた大衆的討論集会の要望に対して、大学当局は（評議会は）どのような論理でもって拒否されたのか私達には理解できません。広報・3で貴評議会は「大学当局が全学的な問題についての何らかのとり決めを行なうために話合う団体は学生の総意を代表するものでなくてはならない」とされてお

ります。しかし少くとも現時点においては、私達が理解するところによりますと彼らはその大衆討論会で大学当局の姿勢そのもの（声明・告示・通達等）を明らかにしようとしているのであって、決して「全学的な問題についての…とり決め」を要求しているのではないものと思われます。また現在、貴評議会の定められる「総意を代表する団体」というものが存在し得るかどうか、私達は疑問に思います。大学の現状においては、いかにして少数の意見、異端の意見を尊重するかということが、真剣に考えられる必要のあることと思います。それ故に現在大学当局あるいは貴評議会が紙切れ一片の告示で種々の問題を処される態度に疑義を感ぜずには居られません。

私達は以上の観点から貴評議会が形式的、機械的な民主主義を乗り越えて、提起されている問題に真向から対決するため、労をいとわず、あらゆる討論の場に出られ、その論理を展開されんことを要請いたします。

一九六九・七・一五

これに対して八月四日評議会は署名者各人に対して次のような文書回答をすることを決定した。

本評議会に対する要望書を受取りました。論理に対し論理を以て答える討論の場を持たねばならない事は勿論であります。しかし、それには理性的な話し合いの場が確実に保証されなければなりません。現に封鎖が行なわれている状況の下で一部の助手院生あるいは学生により提起された大衆的討論集会が、このような話し合いの場であり得るかどうかについては、従来の経緯にかんがみ、多くの疑問をもたざるを得ません。

現在、多くの学部、研究所で全学部集会が持たれ、討論が深められております。その討論が進められ意見の一致点、相違点が煮つめられた上、全学討論集会で総括されれば、始めて理性的な紛争解決の道が見出されるものと信じます。

現時点においては、まず各学部、研究所の討論の進展に協力されんことを希望します。

(16)　声　明

七月十八日理学部教授会は今日学内に起りつつある事態について徹底した討論を行なった。

理学部教授会の基本姿勢は、すでに四月十九日、および五月一日の声明に明らかにしたところと何等異ならず、したがって、今日行なわれている教養部・本部・図書館の封鎖等に見られるような学問に志向するものの自由を阻害し、暴力に依存するごとき行為は、いかなる理由によろうとも容認でき

るものではない。

理学部を始め大学のすべてを物質的荒廃のみならず、精神的荒廃からも救う唯一の道は理性的な努力の積み重ねによる以外になく、理学部教授会は、大学当局の更に一層の努力を要望するとともに、理学部自体もこの姿勢を貫くよう最善の努力を果すことを確認する。

昭和四十四年七月十八日

理学部教授会

(17) 声　明

「大学の運営に関する臨時措置法案」に関しては、今日に至るまで、われわれは、繰返し反対の意向を表明して来た。

しかるにこの度衆議院において、文教委員会における強行採択という異常な手段を用いてまで、これを通過させようとしていることは甚だ遺憾である。

われわれは、この法案の成立には飽く迄反対であることを、ここに重ねて声明する。

昭和四十四年七月二十八日

北海道大学長　堀　内　寿　郎

以下部局長連名

(18) 質問事項

一、六月五日の封鎖解除にあたり、従来の根本方針に変更をきたしたかのごとき態度がみられたが、それについての見解。

二、現在の本部、教養、図書館の封鎖に対する態度およびこれまでとってきた具体的対策について。

三、七月五日告示で学内建物封鎖およびそれにともなう不穏な空気は容認できないということ、また、七月七日告示で実力封鎖解除自重の呼びかけがなされており、さらに機動隊を導入しないという従来の学長方針がありますが、それではどのような封鎖解除方法を考えておられるか、また、封鎖拡大を防ぐための方策について。

四、学長・評議員が個人としても、北大内のいわゆる一部の団体とは予備接衝さえ行ない得ないという理由について。

五、五月二日告示などに反する暴力、破壊行為および武力衝突が学内で続発していますが、それに対する態度および対策について。

六、緊急事態における学部への教官待機および出動要請の決定機関およびその決定における基本姿勢について。

七、学長顧問団、対策本部、広報委員会の性格ならびに学長・評議会との関連について。

八月一日農学部前部長事務代理川村琢教授ほか五名の教授は、農学部教授会代表として学長を訪ね、前記の要望事

項を中心に懇談したが、その際における学長の発言要旨は左の通りであった。

1　六・五当日、大学のとった行動は従来より大学がとって来た根本方針に何等変りはなかった。このことは当日の朝から夜遅くに至るまでの当局の行動がこれを証明している。たゞ、夕刻本部解除の際行なわれた放送の言葉の中に一部誤解を招く表現があったことは認める。

2　現在、大学は教養部の授業再開を最も重要視している。しかし現在行なわれている封鎖の解除は困難であるので、封鎖が続いていても、各学部の協力により再開したい。

3　紛争の解決のため　(1)警官導入は絶対したくない　(2)実力解除は避けるべきである　(3)話し合いは極めて困難が実情。

学長の方針は各学部において全学部集会を開き充分な討論をくり返して問題が煮つまった後、全学集会を開き、意見をまとめると共に、大学制度については画期的な改革案を作って大学の改善を図る。農学部もこの方向で大いに努力して欲しい。

4　封鎖学生との話し合いは、彼等の要求が話し合っても解決出来ぬ問題であるから、極めて困難である。

5　緊急事態時における学部への教官待機の通報はあくまで要請である。

此の場合要請は学長（又は代理）より出る。

6　顧問団は評議員の中から学長の指名によってえらばれ評議会が承認した、学長（又は代理）のアドバイザーである。執行機関ではないが、執行機関を補佐する役割をつとめることはある。対策本部は平常時はなく、緊急時に学長（又は代理）の下に学生部長、顧問団、事務局長が参集して事態に対処する場合に用いられる便宜的名称である。

(19)　声　明

われわれが、全国の大学人と共に強くその成立に反対して来た大学運営臨時措置法案が、再三の異常採決という議会制民主主義を否定する異例の強行手段により遂に国会を通過成立するに至ったことは、まことに遺憾であり、痛憤にたえない。

われわれが繰返し指摘して来たように、このような立法によっては、大学の正常化は到底期待し得られないばかりか、今回のような強行措置が議会制に対する失望を深め、紛争解決への途をますますけわしくするに至るであろうことを深く憂えざるを得ない。

しかしながら、われわれとしては、事態の推移の如何にかかわらず、大学の自治をまもり、その下で理性的な態度を堅持し、大学の改革を推進することにより、問題の正しい解決をはかろうとする決意に変りはないことをここにあらためて明らかにし、全学の協力を訴えたいと思う。

昭和四十四年八月四日

評議会

(20)

「北大制度改革準備委員会本委員会」は、その職責の重大性を自覚し、北大の各部局、各層、各団体と「平静な話し合い」を重ねるとともに、国の内外の資料も参考として、北大の制度改革の準備としてのその素案を作成する意図をもって、今まで数回の本委員会をもち、各部局に専門委員会の委員の推薦を依頼してきました。

しかし、その後、この委員会のあり方の基本方針としての「平静な話し合い」を、委員会の独自の力で持ち得る見込が失なわれたこと、その他の要因も考慮し、この方式による委員会としては成果を収め得ないという見解に到達しました。よって、この本委員会はここに全員辞任のやむなきにたちいたりましたが、その責任を痛感いたしております。

昭和四十四年八月九日

北大制度改革準備委員会本委員会

委員長 藤森聞一
第一専門委員長 長谷部亮一
第二専門委員長 玉重三男
第三専門委員長 馬場宏明
鳥山成人
先本勇吉
相馬純吉

(21)

封鎖派の配布文書によれば、今回の封鎖拡大は、直接には、大学立法の実質化および教養部授業再開等の阻止のためと主張されている。

しかし、今回はそれにとどまらず、「〃学園のバリケードを維持し、拡大〃し、11月佐藤訪米阻止に向け大量の実力部隊を学園からくり出す」などの具体的目標が掲げられる一方、さらに、「我々の全学バリケード闘争は、単なる抗議の闘争でもなく、単なる要求の闘争でも、〃根底的問い〃そのものの闘争でもない。……帝国主義ブルジョアジーに対決する学生運動の質を明確に獲得するものとして学園闘争を永続化させ、泥沼化させ、現行大学の根底的否定から大学を安保粉砕・日帝打倒の砦に！することである。」（北大反戦会議）と

も強調されるにいたっている。

(22)　声　明　　北海道大学教育学部教授会

八月十七日、学外者多数を含む集団は、法・文・経済三学部とともにわが教育学部の研究棟、管理棟、講義・ゼミ室を暴力をもって封鎖した。

われわれ教育学部教授会は不当なこの行為を断じて許すことができない。

わが教育学部は学生、院生、職員、教官すべての自治と権利を尊重し、学部運営の民主化につとめてきた。さらに大学立法の危険な本質を明らかにし反対の行動を全学部的に行なってきた。

この大学法「施行」の日に、これら一部の集団がわれわれの研究と教育および生活の権利を奪ったことは、かれらが大学の改革に全く無縁であるばかりでなく、かえって大学法を実質的におしすすめる役割を演じているものと断ぜざるを得ない。

わが教授会は全学における事態の解決とともにわが学部全構成員の自主的な努力によって、われわれすべての研究、教育・学習・労働の場をすみやかに回復する決意をここに表明する。

昭和四十四年八月十八日

(23)　申し入れ書

周知のように八月十七日午後三時半頃、五派連合暴力学生集団は、全道から仲間をかき集め、労働者高校生迄動員し、完全武装で学部人を追い出し、文系四学部封鎖という暴挙を行ないました。

いうまでもなくこの封鎖は、何ら正当な理由もなく、只「教養授業再開粉砕」を叫んで行なわれたものであり、大学機能の麻痺を狙ったものです。彼らはこれにより「教養授業再開」を「阻止」し、九月「学部試験阻止」を「かちとろう」としています。更に彼らは、九月、十月と「佐藤訪米阻止」などと称し、機動隊との「街頭茶番劇」を行なうため、この北大を「武器庫」「宿泊所」にしようとしており、そのため封鎖を全学的にエスカレートさせようとしています。また、八月十七日は大学「法」「施行」の日であり、彼らのこうした行為が全大学人に敵対し、大学「法」の「実質化」のため最大限の貢献をするであろうことは火を見るよりも明らかです。こうして、政府の大学反動的再編の攻撃と呼応し、「大学解体」路線をつきすすもうとしているのです。

私達は、内と外からの激しい大学自治破壊の攻撃の中で、彼らの暴力に屈することなく、甘い態度や幻想をすてて毅然

たる態度で臨まねばなりません。全ての北大人は「立法」実質化を阻止し、全ての学部の民主化をかちとり、自主防衛・自主解除のため登校し、団結を固めて闘う必要があります。そのための大学当局の責任は極めて大きいといわざるを得ません。

私達は以上の立場から大学当局に次のことを要求するものです。

一　直ちに封鎖に対する毅然たる態度を明らかにし、抗議声明を出すこと。

一　封鎖早期自主解除のため、電気・ガス・水道・電話をとめるなど具体的措置をとること。

一　全ての学部で、学生を含めた全構成員によるバリケードをも含む自主防衛体制をとること。

また、そのための物質的保障―食事、寝具等々―をすること。

一　学生を登校させるため学生自治会と協力し、新聞広告、記者会見等あらゆる措置をとること。

学生への手紙、葉書、電報代金を保障すること。

これらの要求に対し、誠意をもって十九日夕方迄回答されるよう要求するものです。

一九六九年八月十八日

北大学生自治会連合執行委員会

委員長　手嶋繁一

堀内学長殿

「これにたいし、当局は、八月二十日つぎのような口頭回答を行った。」

現在の事態は非常に重大な局面を迎えているので、全学の意志の結集をはかりながら、迅速に有効適切な措置をとりたいと考えている。

一　封鎖に対する大学の態度は繰返し表明しており、今回の封鎖については、各学部で各々意思表示をしているので、大学としてとくに改めて抗議の意志を表示する予定はない。

一　電気・ガスなどを直ちにとめることは困難であるが、この問題を含め、封鎖をできるだけ早期に解除するための具体的措置については慎重に検討している。

一　封鎖をされないような用意は必要であると考えているが、具体的な措置については各部局に委せている。

一　学生に対する呼びかけは、教養部および四学部においてそれぞれ行なうことになっている。他学部の学生についてはそれぞれの学部の措置に委せている。

(24) 抗議声明

八月十七日午後四時頃完全武装した集団が、突如、わが経済学部に乱入し、何の理由も述べずに、日直、宿直員を含む教職員、院生を追い出し、学部の全ての建物を封鎖した。

また、彼らは、十七日夕刻および十八日、学部の交渉委員による私物持出しの再三の交渉申し入れに応ずることなく、教育、研究の全面停止の意志を示した。

われわれは、このような不当な行為に対して強く抗議する。

学外者を含むほとんど学部外の人間よりなる、彼ら集団のこのような行為は「大学法」を実質的に推進し、われわれが努力しつづけている学部民主化の方向を妨害するものである。

経済学部全構成員は、全力を挙げて、われわれの研究、教育、労働の場をとり戻す決意をここに表明するとともに、全学の人々が挙げて彼らの不当な行為を糾弾するよう訴える。

八月十九日

経　済　学　部
教官・職員・院生・学生一同

(25) 北大評議会殿

北大評議会への要請

我々北大ベ平連は、八月二十日付で北大評議会に対し、以下の諸点に関する大衆的討論会に応ずる様強く要請いたします。

Ⅰ　北大教養部授業再開をめぐる問題について、並びに大学制度改革準備委員会をめぐる問題について

(A)　四～八月の北大闘争の展開に対する大学当局の対応に関して

a　一連の話し合い、団交の拒否についての当局の見解

b　教養部授業再開に関する当局の見解、並びにこれに関する具体的対策の現局面に関して

c　大学制度改革準備会の設置に関する問題

(B)　そもそも、北大闘争の展開に対する大学当局の具体的な対策としての授業再開＝日常的講義への復帰、或いは大学制度の改革は何を意味するのかについて

Ⅱ　大学当局が準備している全学討論集会の開催は何を意味するのかについて

Ⅲ　「大学法」(＝「大学の運営に関する臨時措置法」)に対して、大学当局は如何に(論理的な問題をも含む)対応して来たのか、また、「大学法」が施行の段階に入った現在において、今後如何に対応してゆくつもりなのかについて

これまで多くの学友、院生等が、再三再四貴評議会に対し

て大衆的討論集会、或いは団交の開催を要求してきたにもかかわらず、貴評議会はこれを一貫して拒否し続けて来た。その理由と言えば、「評議会は本来審議機関であって……話し合いの当事者となりえない」、「大学当局が、全学的な問題について何らかのとり決めを行なうために話しあう団体は、学生の総意を代表するものでなければならない」、「自由にして理性的な討論の場が保証されるならば」、「現に封鎖が行なわれている状況の下では……このような話し合いの場でありうるかどうかについては……多くの疑問をもたざるを得ない」等と、形式的かつ機械的な論理でもって、事実上「封鎖学生」との話し合い・団交への道を閉ざす論理を展開することである。このことは、まさにこの北大闘争に対する圧殺、或いは敵対を目ろむものでしかないと我々は考えます。

貴評議会及び大学当局のこのような頑迷な態度に対応するかの如く、五、二六第一次本部封鎖、六、二八教養部バリケードスト、七、四本部再封鎖、七、一〇図書館封鎖、そして今回（八月十七日）の法・文・経済・教育の四学部の封鎖と闘争は拡大されてきました。

我々はここに現在のこのような状況についてその問題点をより明確にすべく、そして貴評議会、或いは大学当局と北大闘争を闘う学友との思想論理の対決の場を保証すべく、上記諸点についての討論の場（＝貴評議会或いは大学当局との大衆的討論集会）の設定の問題提起とその場の保証をしてゆきたいと考えます。

貴評議会は、この我々の提起について八月二十三日午後六時までに文書をもって正式に回答されんことを切望致します。

追記　我々はこの大衆的討論集会を八月中に設定実現したいと考えますが、日時、会場等に関しては、貴評議会（或いは大学当局）との折衝に応ずる用意があります。

なお、この呼びかけに対し、貴評議会が応じない場合には即日その理由を明確にして大衆的に（壁ビラ等）明らかにしてほしいと考えます。

八月二十三日午後六時期限の貴評議会の回答は教養部バリケード内教養べ平連控室の方にお願いしたいと考えます。

一九六九年八月二十日

北大べ平連

この要請にたいし学長はつぎのように回答した。

回　答

一、八月二十日付けの貴方要請について、評議会は討議の上、学長にその取扱いを委せました。学長は評議員の中から代表者数名を指名し、これら代表者は、貴方

代表者数名と八月二十三日午後数時間にわたり話し合いの機会をもちました。

二、その席上大学当局側は、「討論集会または全学集会の申し出は、七月中旬に、北大学生自治会連合及び北大連絡会議からも受けているが、いずれに対しても、夏休み近くまたは夏休み中のことであって学生多数の集りが期待できないこと、および集会の妨害により不測の事態を生ずるおそれがあることを理由に、申し出の時期の集会には同意できない旨を答えています。全学的討論集会が平穏に開催されることは、当局としても望むところであるから、前記二団体および貴方の完全な了解の下に、何らかの形で三者が協力した集会をもつことは考えられないか」、という趣旨のことを述べました。

三、これに対し、貴方は、「われわれは、評議会が形式的かつ機械的な論理で事実上『封鎖学生』との話し合い・団交への道を閉ざしていることは、『まさにこの北大闘争に対する圧殺或いは敵対をもくろむものでしかない』という立場から、われわれの大学当局に対する闘争として、『大学当局と北大闘争を闘う学友との思想論理の対決の場を保証すべく』問題の提起を行なっているのであるし、立場を異にする学連の諸君とは敵対関係にあるのだから申し出を考慮する余地はない。それよりも、大学当局が少数派集団とも話し合う意志があるならば、他からの反対があってもこれを実行すべきであるし、また、そこで取り決めを伴う話し合いは出来ないというのも、その内容が正しければ、他の集団とも同じ取り決めをすればよいのであるから理由のないことであると考えるので、この点についての大学当局の明確な説明をききたい」という趣旨のことが述べられました。

四、しかし、取り決めは討論のうえで行なわれるものであるから、多数の者が討論に参加できないような状況の下で、全体に関係のある問題について取り決めを行なうことは不合理であると考えています。また、少数派集団とも上記のような取り決めを伴わない話し合いを行なうのであるならば、一般論としては何ら差支えのないことですが、現に封鎖が行なわれている状況の下で、主としてそれに参加している学生との間に大学当局が話し合いをもつということは、暴力による圧力に屈することでもあり、平静な話し合いを期待することも困難なので、先ずもって封鎖の解除が行なわれる

ことが必要であると考えています。

五、最後に申し添えますが、「封鎖がいいか悪いかは、何故封鎖が行なわれているのかということと切り離しては論ずることのできない問題で、そのためにこそ討論をもつ必要があるのだ」という考え方に対しては、大学における研究と教育を破壊と荒廃に導くこととなる封鎖のような行動は、闘争の手段としても許されるべきことではなく、討論の場は平静な環境の下においてこそ、もっともよくその機能を発揮しうるものだと考えています。

六、以上の次第ですので、貴方御申出の形式による大衆的討論集会には、遺憾ながら大学当局としては応ずる訳にはゆきません。

昭和四十四年八月二十五日

学長

(26)

八月二十二日午前十時、堀内学長は事務局長を伴なって道警本部を訪れ、関根道警本部長と約三十分間にわたって対談した。学長はこれまで人命に危険のあるばあい等を除いて機動隊の導入を要請しない方針をとってきており、この基本的態度に変りはないのであるが、この度の訪問はもっぱら、道警本部側として機動隊の学内進入および導入についてどのような考えをもっているのかを確めるために行なわれた。

この会談で明らかにされた点はつぎのとおりである。

(1) 学内紛争にかんしては、道警本部長も、学内世論をもり上げて自主的に解決することが望ましい、との基本的見解を示した。

(2) 封鎖を解除するために、機動隊の進入・導入があったさいに、警官が封鎖建物以外の学生自治会室や教職員組合事務所などを調査したりすることはないか、との学長の質問に対して、本部長は原則として封鎖関係分だけを、大学当局立合いのもとに調査するのであって、それ以外の場所を調べることはないと答えた。

(3) 機動隊が学内に入ったばあい、東大で見られたように、その後で一般学生が反撥し、紛争が激化するのは、機動隊が学生を殴ったり、蹴ったりするからではないかと学長が質したのに対して、本部長は学生を排除するとき警官の肱が当ったり、足が触れたりするかもしれないが、警察ではそういうことをしない立て前になっている。

(27)

声明

このたび本学部をふくむ文科系諸施設の封鎖により、多数の教員、院生、学生の研究室、職場、教場が失われるに至っ

たことは、まことに遺憾である。

われわれとしては、学生運動の過程で提起されている諸問題について誠実な対応と理解への努力を惜しむものではなく、真摯な討論のつみかさねを期待してやまぬものであるが、このたびのような力による一方的行動は、われわれの理解と認容をはるかにこえるものである。われわれはこれに強く抗議するとともに、封鎖中の諸君の平穏かつすみやかな退去を望む。

昭和四十四年八月二十四日

北海道大学法学部教授会

(28) 声　明

われわれは、現在文学部校舎が封鎖され教育・研究がはなはだしく阻害されているこの事態に、管理運営の任にあたる者として責任を痛感し、解決に全力をあげる覚悟である。

われわれは、この封鎖の行為を不当なものと認めざるを得ず、封鎖参加者に対して即刻の解除を要求する。われわれは、全学部討論集会をはじめ、さまざまな形の討論の場を積極的に設けること等を通じて、問題の解決をはかる決意である。

なお、われわれは、現在学部ひいては大学内に、抜本的解決を要する諸問題のあることを認め事態の如何にかかわらず大学の体質、制度の改革に努力を傾注することを表明する。

昭和四十四年八月二十九日

文学部教授会（シニア）

(29) 学長への要請

四月十日の入学式実力阻止に始まる北大紛争は、その後激化の一途をたどるのみで、今なお何等の解決のきざしも見せておりません。そしてこのままでは全学生の留年や入試中止が避けられぬ現今、機動隊の導入や実力による封鎖解除を求める声が学内に高まっております。

しかし、飜って考え見ると、そもそもこのような「大学紛争」は全国的な背景をもち、既に一年有余全国多数の大学で展開されておりました。然るに我が北大においては、執行部もほとんどの教官も、この間、貴重な教訓を学ぼうとせず、現実に紛争が発生しても目先の対応に終始して、そこに提起された諸問題を正面から受け止めることがなく、また現在の大学の諸矛盾や大学の社会における役割についての根本からの検討を怠ってきました。私共も、この点、大学における研究・教育、あるいは管理運営に一端の責任を負うものとして深く反省せねばなりません。そして今このまま力によって封鎖が解除されようとも、それは紛争の根底よりの解決にいささかも資する所なく、かえって今後ますます無用な破壊と精

神的荒廃を生み出すことは、数々の先例によっても明瞭なことであります。

それ故、大学はこのような状況の下にあって、なお失われた「理性の府」を取戻すことを志すべきであります。私達署名者一同は、学長自ら「大学紛争」がこれまで提起して来た諸問題を積極的に受け止められ、いかなる少数派とも理性的討論を拒まぬ姿勢を明確にされるよう強く要望し、あわせて当面つぎの具体策を提案いたします。

(一)　封鎖に参加せる、あるいはこれを支持する諸集団からの公開質問状に対しては、その諸項目に逐一正面から回答し、さらにその回答をめぐって彼等の代表との討論に応ずること。

(二)　彼等との理性的な討論集会を開催するため、大学側からその予備折衝を呼びかけ、その際に必要な諸条件をみずから呈示すること。但し封鎖そのものは討論の中ではじめてこれを扱うこと。

私達一同もこのような討論の場が一日も早くつくり出されるために、心から協力を惜しまぬ所存です。

昭和四十四年九月四日

北海道大学学長　堀内寿郎殿

全学教官有志

〔学長は署名教官各個人にたいしつぎの回答を送った。〕

「学長への要請」に対するお答え

四月十日の入学式実力阻止に始まる北大紛争が、その後激しさを加え、いまだに解決のきざしを見せておりませぬことは、甚だ憂慮にたえぬところであり、学長としての責任を痛感している次第であります。しかしながら、御指摘にもありますように、このような「大学紛争」は全国的な背景をもち、その原因には根深いものがありますので、その解決が一朝一夕の業でないことは、これまた全国の例に徴して明らかなところであります。

御要請によれば、大学が失われた「理性の府」を取戻すために、学長みずから「大学紛争」がこれまで提起してきた諸問題を積極的に受け止め、いかなる少数派とも理性的討論を拒まぬ姿勢を明確にすべきである、とのことでありますが、私も、もとよりその御趣旨に異存がある訳ではありません。従いまして、封鎖中の学生が、一日も早くその非理性的行動を取り止め、学内における理性的な討論の場に参加することを、心から願っているものであります。

唯、現在のように、封鎖、破壊などの暴力的行動により、徒らに大学当局を敵視し、追究する構えを捨てず、

そのような行動を通してのみ、自己の主張の貫徹を図ろうとする態度を続ける限り、理性的討論は、現実には望み難いものと考えております。もっとも、公開質問状のような形で、その根拠を明らかにした、具体的な問題の提起が為されますならば、それがいかなる方面からのものであれ、答えるのに吝かではありません。(ただし、いつ目に触れるかも判らない立看一枚出しただけで、必らず答えよといわれても困ります。)なお、貴要請文に繰返し指摘されている「『大学紛争』がこれ迄に提起した諸問題」ということについて、発起人あるいは署名者各位は、それをどのようなものとお考えなのでしょうか。それが大学の改革に連る問題である限り、もとよりわれわれの真摯に受止めなければならぬことでありますが、また、そうであるならば、それはひろく全学的な討論の場においてこそ論じらるべき問題ではないでしょうか。私は、「理性的な討論集会」がそういう形で設定されることを、強く望んでいる次第であります。

昭和四十四年九月二十五日

北海道大学長　堀内寿郎

(30)

告　示

九月十八日以来全学の協力と関係教職員及び学生の熱意に支えられて、教養部の授業を再開するに至ったが、連日一部学生のはげしい妨害行為が行なわれていることはまことに遺憾にたえない。しかしながら授業を行なうことは大学として当然の責務であり、そのことは、現在の事態においても異なるところはないのである。もとより教養部の在り方をはじめ大学の改革は今日の急務であって、それをおろそかにすることはゆるされない。

本学としては、衆知を集め、積極的に改革を進めてゆく所存であるが、その為にも学内が平静を取り戻し、研究と教育が円滑に行なわれることを切望してやまない次第である。

昭和四十四年九月二十五日

北海道大学

(31)

私どもは、次の理由により、学生委員の辞任を申出ます。

(一)　私どもの考える学生委員会の在り方、およびこれに基づく行動が、教養部長および部長顧問団に理解していただけず、これ以上その任に耐えないこと。

(二)　教養部当局内部における上記の未調整状態によって、教養部当局に対する不信の念が、学生あるいは教職員の間に崩していることを、防げずにいること。

小菅　芳太郎

(32)　大学改革の理念について
——全学の教職員院生並びに
学生諸君に呼びかける——

一九六九年九月二十三日　（他、十四名連署）

大学の改革は、現在われわれが当面している最も緊要な課題であります。しかしそれには、確たる理念が基盤となっていなければなりません。私はここに、日頃の所信を披瀝して、学内各方面の検討と批判を求めたいのであります。

大学は、学問の府としての国民に対する責任を最高度に果すべき使命を担っています。学問は、社会を永遠の生命体として発展させる原動力となるものでありますが、それには、研究と教育の二側面があります。研究とは、未知の領域の開拓であり、それは、既成の権威に対する批判と創造によって遂行されます。また、教育とは、研究の系統的発展を、個体の発展として短期間に繰り返す過程であります。この両者は、学問の最高の段階においては、融合して一体不可分のものとなってその発展をもたらすのであります。大学における学問とは、本来このような性格のものであり、それを最も充実したものとするのが大学改革の眼目であります。

従いまして、大学改革の理念は、このような、大学の使命達成に必要な核心的要素を明らかにし、これに対する障害を取り除くことにあると信じます。

ではその核心的要素とは何でありましょうか。それは、憲法二三条の保障する「学問の自由」であります。そしてそれには、研究の自由と教育の自由の二側面があることは、上述のところから明白でありましょう。研究の自由とは、研究テーマの選定並びに研究成果の発表の自由であります。また、教育の自由の中には、教育計画の自主的な樹立とその実行のほか、院生、学生が、学科、教官のみならず、大学をも自由に選び得る選択の自由が含まれております。もとより、これらの自由は、安逸や放恣を意味するものではありません。その中に含まれる厳しい自律性こそ学問の発展をもたらす生命力となるものであります。

しかるに、現実はどうでありましょうか。学問の自由が確保されるためには、政府による "Full support but no control" の原則が確立されていなくてはならぬことは、西欧一千年にわたる大学の歴史の教訓であります。しかるに、わが国におきましては、文化の後進性と、それのもたらした官僚支配の伝統により、それとは裏腹の慣行が支配的であります。従いまして、それを打破することなしには、学問の真の発展許りか、充分な大学の改革をも望み得ないのであります。

しかしながら、どのような支障があろうとも、それを乗り越えて改革が進められなければ大学の使命を達成することはできません。その目標とするところは、前述のように、研究と教育の自由の確保にありますが、そのためには、何よりも教養部の現状を全学的な問題としてとらえ、その抜本的改革をはからなければなりません。それに伴って学部、大学院、研究所の在り方が根本的に再検討されなければなりません。これらの問題は、ひいては、現在の大学制度そのものの改革をも必要とするに至るでありましょう。

そして、これらの改革を支え、推進し、更には、将来にわたって大学の理想像を不断に追求してゆくためには、全学における教職員、院生、学生の意見を結集する方途が講じられなければなりません。そのためには、適当な機関の設置が当然必要となるのであります。

以上が、大学改革の理念に関する私の見解であります。私は、全学の皆さんが、進んでこの見解を検討され、賛否の意見や対案が、各方面から積極的に表明されることを期待し、それにより、全学が一致協力して推進し得る改革の基盤が確立されることを熱望しております。

昭和四十四年十月二十日

北海道大学長　堀内寿郎

(33)

(1) 凶器準備集合罪等の容疑で強制捜査が行なわれるばあい、大学として拒否しない。そのばあい関係部局の責任者（二十五日の部局長連絡会議で、部局長と評議員一名、ならびに事務長と決定）が立会人となり、捜査の公正を期する。

(2) 学内の封鎖が学外における過激な行動の拠点となり、市民生活に重大な損害を与える事態を生ずるようになった現在においては、その排除のために警察力に頼ることもありうる。

なお、(1)の機動隊介入があったとき事実上封鎖解除の状態を生ずるが、その後の措置については、まず各部局の処置を待つことにした。(2)の機動隊導入については従来からの原則―人命に損傷の怖れあるばあいは機動隊を導入する―を変更するものではないが、「市民生活に重大な損害を与える事態」のときには、機動隊の導入を要請することもあるという方針をつけ加えたものである。

(34)

去る十月二十一、二十二日の両日にわたって、北大を拠点とする多数の学生集団が、市民の皆様に多大の御迷惑をおかけしたことは、甚だ申訳なく、つつしんでお詫び申上げま

す。

今後このような事態が生じないよう最善の努力を払う所存であります。

昭和四十四年十月二十四日

北海道大学長　堀内寿郎

(35) 通　告

封鎖学生は、文系校舎から自主的に退去することを要求する。

一九六九年一〇月二五日

文学部教授会構成員（シニア）	三一名
教育学部教授会構成員	三〇名
法学部教授会構成員	
（スラブ研究施設教官を除く）	一四名
経済学部教授会構成員	一八名
計（一〇月二五日現在）	九三名

但し、上記の人数は、条件つき賛成者経済学部四名、法学部若干名を含む。

なお署名教官数とその総数（病欠および長期出張を除く）に対する比率は

文学部五〇名のうち三一名	六二%
教育学部三三名のうち三〇名	九一%
法学部一七名のうち一四名	八二%
経済学部二一名のうち一八名	八六%
計　一二一名のうち九三名	七六%

となっており、また文系四学部の学部長と評議員は、全員これに署名している。

(36) 教養部長信任議題について

教養部教官会議

はじめに「信任動議」が議題とされるに至った経過を略述しておく。

十月十五日（水）午前十時から教養部教官会議が開かれたが、当日予定された議題中継続議案となっていた学生委員選出をめぐる審議の過程で、部長信任投票を求める旨の緊急動議が提出された。この動議は直ちに支持意見が表明されたため、議長より、この動議を議題とすることの可否がはかられ、討議の結果十月十八日(土)続開された会議において「部長を信任するかどうかを投票により明らかにすることを議題とする」と明文化され、投票の結果、過半数の賛成によって、正式議題としてとりあげられ、審議に入ることとなった。

その後、学内諸団体より傍聴発言等の要求が重なり、さらに文書による公開質問状も発せられたので、これを機会に現在の段階で明らかにし得ると判断される範囲で、下記のように回答すると共に、一部我々の見解を明らかにする事にし

た。

(1)　〈緊急な状況下で信任動議を議題とした理由〉

この動議は、封鎖下での授業再開、一部顧問及び学生委員全員の辞任、さらにはその後任選出が危ぶまれるという緊急な状態の中で提案されたものである。提案理由については、当初「現在教養部はさまざまの困難に逢着している、その底流には部長の指導方針等についての漠然たる不信感や批判がわだかまっていると感じられる。従って教官会議はこれまで充分表面化されなかった批判を開陳し、部長を信任しているかどうかを明らかにした上で、意思統一をはかるべきだ」と説明された。

会議は、これに関して賛否両論がかわされ、種々の立場から、現在までの教養部の方針をめぐって、総括的な問題提起が行なわれた結果、多数の賛成によって、議題として採択されたのである。

議題に入って、冒頭に、再三にわたって提案理由の説明整理が要求され、提案者及びその賛成者たちからは、おおむね「校舎の封鎖、部長顧問二名の辞任、学生委員の総辞任と、その後任の人選難など、現在の教養部は混乱している。再開された授業の評価についても、著しい相違がある。このような分裂は、部長と教官の間の調和の欠如にも由来すると思われ、このままでは、現在の困難を克服する上で、重大な支障となる。そのため、不信感の有無を確認した上で、一致して事態の解決に当たるべきである。したがって、この提案は、不信任案とは形を異にし、また、辞任要求と直ちに結びつくものではない。」と説明された。会議はこの後、この案件の中で、授業問題・封鎖問題・学生委員会辞任問題・学生団交問題・執行上の諸問題等について、総括的討論を行なうこととした。

議題に入った後も、この議題の根拠が不明確であるという批判が再三提出され、議事の凍結、議事内容の修正等に関する動議も提案されたが、いずれも否決された。

以上の経過に見られる通り、会議構成員の多数は、現在の緊急の事態を解決するために、この議題によって、現状分析や、基本方針の検討を行なって総意を明白にすることも、適切であると判断して、上記の提案趣旨を、支持したものと思われる。

(2)　〈教養部長の任免問題を教官会議のみで決定するのは妥当か、という問題〉

以上の経過で明らかなように、この信任動議は、不信任＝辞任を決定する意味あいで、提議されたものではない。むしろ、現在の教養部の運営に関する教官及び全学の責任、さら

には執行体制を吟味するための討議である。したがって、教養部の運営にあたって、教官会議が全責任を負うべきだと、かならずしも判断しているわけではない。

また現在、教養部長は評議会の議により任命され、教官会議そのものは、教養部長に関する任免権をもっていない。部長選出に関する現行方法とその現実が妥当であるかどうかについては従来も色々の論がある。この問題については、学内の意思決定方式、さらには、教養部の根本的再検討などの、全学的改革の一環として位置づけられるべきであろう。

(3) ＜傍聴、発言要求の拒否理由について＞

傍聴発言要求については、一度目は議題として採択することの可否がはかられた結果否決され、二度目は信任議題に関する審議の中途であったため、議事進行に関する案件としてはかられて、同じく否決された。その理由は現在審議中の議案を優先させるべきであるという見解が多数をしめたゆえと思われる。ただし、議題とするか否かをめぐっての意見表明では、教官会議の傍聴発言に関しては、原則的には改革計画の中でじゅうぶん検討されるべきであるとする意見もあった。

(37)

学内の諸建物を封鎖中の学生に告げる。

諸君の行為が不法であり絶対に容認できないものであることは、既に本学の告示において度々明らかにしたところであるが、最近の行動は著しく過激となり、学の内外において、様々な危険状態を現出するに至っている。

諸君の考えがいかなるものであるにせよ、それは言論によって主張すべきもので、このような行為が決して許されないものであることをみずから反省し、自発的に、封鎖中の建物から退去することを、ここに強く勧告する。

昭和四十四年十一月四日

北海道大学長　堀内寿郎

(38)

〔北警察署にたいする要請は大略次の如くである。〕

本学においては一部学生によって大学本部・図書館・旧学生部・教養部本館・同中講堂が封鎖され本学学生の他に他大学・高校の学生等も占拠に加わっており、最近では学の内外において過激な暴力行動を繰返すようになった。大学としては学内の問題として主体的に解決しようとしてきたが、これ以上その違法行為を放置しておけない状態になった。学長名にて前記建物の封鎖者に対して退去を命令するが、従わない場合が予想されるので、本学の秩序を回復し、正常な業務・研究・教育活動をなしうるまでの間、違法行為者の排除、違法状態の是正ならびにその後発生が予想される不法事案の処理

に必要な警察力の学内出動と所要の警察措置および不法状態が継続した場合には駐留を講ずるよう要請する。

特に図書館には貴重な図書資料が多数あるので、解除の際には保全のため配慮を願う。

なお、本学として次の措置をとる。すなわち、退去命令の告示を掲示や拡声器をもって周知徹底させること、捜査・検証の立会人を定めて連絡すること、障害物を自主的に除去するため作業員・車などを準備し、退去あるいは排除後直ちに作業にかかること、封鎖解除後本学の秩序が回復されるまでの間自主警備の体制を確立して対処すること、警察官に待機場所を提供すること、今回の措置をめぐって発生する各種の違法事項については警察と緊密に連絡し、捜査上必要な協力をするほか、事案の内容に応じ、告訴・告発の措置をとること、また封鎖学生以外の者が警察活動を妨害することのないよう事前に対策を講ずること。

(39)

本学構内においてつぎの行為を禁止する。

一、暴行ならびに傷害を惹起するおそれのある一切の暴力行為

二、不法に身体の自由を拘束し、もしくは監禁する行為

三、建物の不法な占拠ならびに建物および器物の損壊

四、角材、鉄パイプ、火炎ビン、投石用の石等を携帯して行なう集会ならびに示威行進

五、附属病院の内外において患者に不安を覚えさせる行為

昭和四十四年十一月十日

北海道大学

(40)

八日の封鎖解除後、本部・図書館・教養部等の管理は本学の手に復しましたが、これからの整備作業が円滑に進行するよう、平常の管理が可能になるまで解除建物への出入管理を行なうのが適当であると判断し、十一月二十一日頃まで警備のため学内に警察官の駐留を要請しました。

これはあくまでこれらの建物の警備および学内における不法行為の防止に対する要請であって、それ以外の大学構内全般における正常の日常活動についてはなんら規制を加えるものではありません。この点を諒承して御協力下さることを望みます。

昭和四十四年十一月十日

北海道大学長　堀内寿郎

(41)

大学の自治は、大学における研究教育の自由を確保するために存するのであり、それ故大学への権力の介入を極力避け

ねばならないのである。大学当局がこれまで封鎖解除のために機動隊を導入しないとの方針をとってきたのも、この趣旨に基づくものであって、できるだけ理性的な解決をはかろうとしたからにほかならない。

しかしながら、大学といえども治外法権の場ではないのであって、大学自治の名のもとに暴力行為や不法行為は許されるべきではない。大学当局が十一月十日公示した「学内における五項目の禁止事項」は、一般社会では改めて指摘するまでもない自明の事柄に属する。それにも拘らず、大学としては、教育的配慮から学生自身の反省を促す努力を続けてきたのである。

しかるに、いまなお学内における建物の不法な占拠や角材、鉄パイプ等による武装闘争が行なわれているのは遺憾至極である。このような行為は大学の自治を根底から脅かすものであって、これをこのまま放置することは、大学における研究教育に重大な支障を与えるばかりでなく、ひいては大学の社会的責任を問われることになる。大学としては学内の秩序を維持し、研究教育の正常化をはかるために有効適切な措置をとらざるをえない。全学の教職員学生諸君の理解と協力を切に希望する。

昭和四十四年十二月二十三日

北海道大学長